

文教くらし委員会記録

開催日時 平成30年12月12日(水) 13:04~17:27

開催場所 第2委員会室

出席委員 9名

阪口 保 委員長
田中 惟允 副委員長
中川 崇 委員
藤野 良次 委員
岡 史朗 委員
宮本 次郎 委員
米田 忠則 委員
出口 武男 委員
粒谷 友示 委員

欠席委員 なし

出席理事者 梶田 くらし創造部長兼景観・環境局長

吉田 教育長 ほか、関係職員

傍聴者 5名

議 事

(1) 請願の審査について

請願第10号 奈良県立高等学校の建物について、地震による影響から生徒や教職員等の関係者の生命及び身体を守るために万全を期すことを求める請願書

請願第11号 奈良県教育委員会において請願の審議を直ちに行うことなどを求める請願書

(2) 議案の審査について

議第 95号 平成30年度奈良県一般会計補正予算(第3号)

(文教くらし委員会所管分)

議第100号 奈良県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例

議第102号 奈良県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例

(3) その他

<会議の経過>

○阪口委員長 ただいまから、文教くらし委員会を開会いたします。

本日は、請願の紹介議員として川田議員が出席されていますので、ご了承願います。

本日、当委員会に対し、4名の方から傍聴の申し出がありましたので、入室していただきます。なお、この後、傍聴の申し出があれば、さきの方を含め20名を限度に入室していただきますので、ご承知ください。

本日の委員会において、写真、テレビ撮影による取材の申し入れが参っております。委員会等に関する申し合わせ事項では、記者席以外の場所からの写真、テレビ撮影については、事前に承認を得ることになっておりますので、お諮りします。

委員会の審議に支障のないように行っていただくことで許可してよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、写真、テレビ撮影による取材を許可することとします。

それでは、案件に入ります。

請願の紹介議員に出席していただいておりますので、付託議案に先立って請願の審査を行うこととしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、請願の審査を行います。

審査に先立ち申し上げておきますが、委員長報告は正副委員長会議の申し合わせにより、付託を受けました議案及び請願の審査結果についてのみの報告となりますので、あらかじめご了承願います。

当委員会に付託を受けました請願第10号、奈良県立高等学校の建物について、地震による影響から生徒や教職員等の関係者の生命及び身体を守るために万全を期すことを求める請願書及び請願第11号、奈良県教育委員会において請願の審議を直ちに行うことなどを求める請願書については、お手元に配付した資料のとおりです。

まず、請願第10号について、紹介議員である川田議員に請願の趣旨を説明願います。

○川田議員 請願の説明の機会を与えていただき、皆様には御礼を申し上げます。

では、請願第10号の説明をさせていただきます。題名は、奈良県立高等学校の建物について、地震による影響から生徒や教職員等の関係者の生命及び身体を守ることに万全を期すことを求める請願書です。要旨の説明をします。

朗読させていただきます。

平成30年11月8日に開催された奈良県教育委員会の平成30年度第11回定例会議では、「県立高等学校の安全性の確認、安全確保のための措置について」（以下「回答書」という。）が議案として提出され、可決された。これは、9月25日に奈良県知事が行った「県立高校の建物が適切に管理され、生徒・教職員等の安全が確保されるよう」、「現時点で耐震対策が未完了の県立高校の建築物について、地震に対する構造耐力上の安全性の再確認」並びに「近隣代替施設の利用や施設利用の見直しなど管理運用面の工夫」及び「補強・補修工事」などの「地震に対する安全確保のためのさらなる措置の検討」を行い、「その結果を報告してほしい」との要請に対して回答するものである。

しかし、教育委員会で可決された回答書では、耐震化未完了の9校21棟のうち、構造耐震指標（以下「I s 値」という。）が0.3未満の6校11棟の建物について安全性の再確認及び安全確保のための措置を講じることとされただけで、残余の3校10棟については何らの措置も講じられない内容であることが発覚した。すなわち、教育委員会は、I s 値0.7以上を求める国の基準を満たさない0.3以上0.7未満の建物については、今後3年以上もの期間、放置することとする意思決定を行ったものであり、これまでの教育委員会の杜撰な対応が所管行政庁から行政指導を受けるなどして社会問題化した今日においてもその反省が見られないばかりか、依然として人命を軽視する姿勢が改善されていない。

よって、奈良県立高等学校の建物について、関係法令に定める技術指針に適合した内容で、地震による影響から生徒や教職員等の関係者の生命及び身体を守るために、直ちに万全を期すことを請願する、という内容で提出させていただいております。

陳述事項としては、今回教育委員会から県知事に提出された資料を確認すると、残余の3校10棟は対処しないということが書かれてありました。そのときに学校支援課に問い合わせをしたら、対処しないのだということだったのですけれど、先日の一般質問の答弁では、万全を期すとおっしゃっておられたと。だから、言っていることがころころ変わるの、県民からしたら一体何が本当なのかわからないのです。当初確認したときは、しませんと明確に言っておられました。その当時にこの請願を出したのですけれど、議会での質問でも、具体的にどうするのかという回答は何もされていないのです。

今回、奈良高校の一部の学年が旧城内高校に移動するという計画です。これも、先日の一般質問や代表質問で、議員から指摘もありましたし、私も聞かせていただいたのですが、

その中では、明確にどうするかという回答は得ていない。今回の条例改正で、大和郡山市が記入され、条例上、旧城内高校が使えることになるのですけれども、そこを明確にしないと、この条例自体、賛成していいのか、反対していいのかわからないです。きのうの一般質問でも言っていた権利関係も、全然同意もとっていないという答弁もいただきましたので、これを明確にした上でないと請願ですから、まあいいだろう、それで大丈夫だろうといったことで審査をやっている議会は多分ないと思いますので、そのあたりを明確にする意味でも、今回、万全を期すことを具体的にさせていただきたいということを求めるものです。よろしくお願いします。

○**阪口委員長** ただいまの説明について、紹介議員に対する質疑があればご発言願います。

○**藤野委員** このI s値0.3未満の6校11棟の建物のうち、残余の3校10棟についてお聞きしようかと思ったのですが、変化があったということを紹介議員がお認めになられていたので、後ほど理事者に対して確認をしたいと思います。

1点だけお聞きするのですけれども、最後の行で、直ちに万全を期すことを請願するとあり、ここが請願者や紹介議員の思いだろうと思うのですが、これは読み方としては、今すぐという意味に捉えるのか。I s値0.7以上の耐震を今すぐ図れ、取り組みということだと思いののですが、確認のためにお聞きします。

○**川田議員** 直ちに万全を期すの直ちにとというのは裁判判例でも出ていますが、直ちに、速やかに、遅滞なくという順番で即時性を求める言葉では強さがあらわされていると。直ちにと言っても、手続上で、きょうやってあしたに届出をすれば、直ちにとというのはあしたになりますけれど、なぜ日付が入っていないかということです。だから、そこはやる中の範囲の中で最短の時間でやってくれというような意味のとり方になると思います。

○**藤野委員** 理解しました。

紹介議員の思いとしては、直ちにということで、できる限り最短にということですが、たとえば工事にしても、設計から施工までには一定の時間、期間がかかるわけです。そうすれば、どこか違うところに移動する等々を含めて何かお考えはあるのでしょうか。

○**川田議員** 今回、対応的には2種類に分かれると思うのです。1つは、今使っている校舎が非常に危険だという判断のもとで、奈良高校の場合だったら旧城内高校のほうがましだから、そちらを利用しようというご答弁だと思うのです。それと、既存の校舎を使うと言っているこの2つに分かれると思うのです。大体は改築するという方針は出ているのですが、問題は、この3年間、物によっては上下はありますけれども、どうするのかという

話なのです。

今までの特別委員会でも審議してきましたが、いわゆるガイドラインを無視して、結局数値の悪いものだけが残っているという現状なのです。本来、国土交通省も文部科学省も数値の悪いものから耐震化をしていけと、基準に明確に書いてあるわけです。けれど、そういうものがなかった。教育長からも、ガイドラインどおりやっていたらよかったという旨のご発言もありましたが、現状としては、教育委員会の瑕疵であったということです。では、できないものを急にあしたに全てやれということは、物理的に不可能ですけれども、例えば旧城内高校に限ればI s 値0.34と言われていた数値は、経年指数などで考えて、悪いほうの数字を使うという概念でいった場合であれば0.3を割っているわけです。

そういったことを考えていけば、その校舎を使うのか使わないのか、仮設だったら、仮設をするまでにはある程度の一定の時間は要りますが、それを担保するのか、そこは合理的な判断になると思いますが、どの手が一番いいか、一番早いのか、子どもの安全を確保できるのか、このような意思決定の判断になってくるのではないかと思っているのです。けれど、仕方がないと言えば、仕方がないから子どもを危険なところにいさせてもいいのということになります。では、その責任はどのようなとなれば、今まで放置していたのが責任ではないかと。では、その責任はどうするのだと、だんだん話は発展していくことも考えられます。だから、そのあたりは万全を期すという抽象的な言葉にはなっていますが、やり方は何通りかはあると思いますので、そこは裁量権の中で教育委員会のご判断にお任せしたいと考えております。

○藤野委員 今回補正予算で約14億円、耐震化に向けての設計、施工を前倒ししていくという補正予算、あるいは計画いただいている9校21棟についての計画の前倒しも含めていると思うのです。請願を出された時期、あるいは作成された時期の問題もあるのですけれども、今回の補正予算を含めて、新しく前倒しした計画も含めて、これではまだ紹介議員としては不満だと、ほかにもっと方法があるのではないかとということか問わせていただこうかと思えます。

○川田議員 これで不満かというより、何が基準になるかといえば、今回はI s 値0.3以下のものを判断意思決定材料として用いられたのが大もとで、それ以下については使用禁止の判断がとられたと。では、0.32だったらいいのか、0.31でもいいのか、その基準は何かというと、先日説明を受けたのは、I s 値0.3以下だったら震度6強以上の地震が来れば倒壊する危険性が非常に高い、その上を行ったら、倒壊する可能性が高い

など、よく出ていますよね。だんだん緩やかになっていきますが、もともと文部科学省が求めているのは、I s 値 0.7 以下は早く耐震をやってくださいということで、10 年少し前から取り組まれている内容です。今回、知事は、説明責任は教育委員会が果たすべきだとおっしゃっているのに、聞いていても合理的な説明が一切ないのです。それだったらわからないでしょうと。今回のケースも、きのうの一般質問のときに上げていたのは、学校支援課から対策をとらないと聞いているものを抽出したものなのです。だから、それは今すぐどうするという話ですから、数値も非常に悪いものばかりなのです。0.7 を少し割っているといった建物ではありません。今回の知事の要請に対して教育委員会が回答された内容からは、その部分がすっぱり抜けており、確認したら何もしないという返答を受けたと。今はまた知事からの要請があったのか、やるという流れに変わってきているのです。

どうするかと言ったら、もともと特別委員会で審議し始めたのは7月ぐらいからなのです。本当だったら、そこで即決してやっていたら、プレハブもできるかできないかというところではないですか。けれど、この意思決定の遅さと子どもに心配をかけている、今、奈良高校に行ったら、保護者の判断でしょうけれど、ヘルメットを持って、使ってもいいよという校長からの通知も来たと、普通そんな学校がありますか。防災頭巾を置いている学校はあるかもしれませんが。スリッパを履いていたら、運動靴にかえさせてくれと、これも保護者の要望から決まったことらしいです。そういった普通の状態と違う現状であり、明確に説明責任を果たさなければいけないという知事の強い意思もありましたので、具体的に提示していただくことが説明責任に等しくなるのではないかと考えております。

○藤野委員　そもそも論で言えば、紹介議員が一般質問された大もとは、恐らく私も含めて、皆一緒だと思う。不満ですかという問いかけも悪いと思いますが、現実的な対応をしていくことは絶対必要だと思うのです。例えば今回、補正予算が出され、設計や施工を前倒しして安全のためにやっという現実的な対応を、何回も言うけれど、そもそも論は、もっと早く、予算を投入して耐震化に向けて取り組みをやっといういけないのだけでも、ここは置いておくとして、今こういう今日的な課題を突きつけられて、教育委員会が現実的に進めていることについて、川田議員は今回の紹介議員になられて、直ちに万全を期せと、もっと早くやれと、この請願を見て、私はそう捉えているわけです。そうしたら、どういう方法が現実的に浮かんでいるのかと。一つは、県教育委員会が、奈良高校は仮校舎を建てている間は旧城内高校、危険なところはどうされるのかはまた対応

を聞かないといけないけれども、そういうところの使用をしながらやっていくと、これは一つ現実的です。川田議員はそれでもだめなのだと、もっと違うところを活用したり、違うやり方で対応すべきではないかと考えておられるのかどうかをお聞きしたかったのです。

○川田議員 教育委員会が知事に上げる回答を可決された時点の話なのですけれども、例を一つ挙げれば、奈良高校南側の校舎はI s値0.32、経年指数を使って計算したら0.3を下回っているという現状で、本来だったら北側校舎と同様に使用禁止を命じなければいけない範疇に入っているだろうと、許容範囲ではないだろうと考えています。ところが、体育館にしても本校舎にしても、補強耐震の実施設計は既にできているわけです。平成23年に予算がつけられて、先日の教育長答弁では、予算をいただいて執行するかどうかはと言っていたけれど、実際執行しているのです。執行した成果物も手元にある。開示請求をかけたけれど、全部設計図があるわけです。単価計算などは少し時間がたっているのですが、ある程度は変わっているでしょうが、単価計算はすぐできるでしょうから、それを使ったらすぐにでも発注できる段階なのです。今だったら仮設校舎を建てて、本校舎も使うと言っていました。特別教室もそうです。子どもの生命身体保護だけではなくて、教員もそうですよね。劣悪な環境の中で、教員が働いているという問題もある。組合関係の方とも先日話をしてきましたが、それは大変だということです。

そういったものは、安全を求めていかなければいけないのに、もう先がわからないのですよ。仮設を建てました、仮設でずっと3年間行くのか、それと、補強も執行しているのですから、この間も言ったように、そのお金は誰が弁償するのかということで、特別委員会でも審議はあったのですが、合理的な理由があれば、例えば建物が震災でなくなってしまっただけで、補強しようと思っていたけれどできなくなったと。これは誰でもわかるではないですか、そのお金は無駄になるのですけれど。けれど、方針を変えていると。この間も事務局で判断されたとおっしゃっていたのですが、これは地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条の規定で県教育委員会が決めたものなのです。それを事務局の判断で勝手に変えられないです。だから、違法もあると訴えていたのです。

では、具体的にどうするかというと、足りない部分の仮設校舎をまず建てて、使える校舎であると判断した場合にはすぐさま、設計まであるのですから補強工事にかかる。体育館でもテント型のものをつくると聞いていますが、テントで3年間やらせるのですか。今の体育館を補強したらいいだけの話ではないですか。

学業の保障も条例を上げてやっているのですから、前も特別委員会で申し上げましたが、

それすらできないのだったら最初から子どもを預かるなという話です。募集をストップしたらいいわけではないですか。そうでしょう。その辺の判断もなしに、あれもやるのだ、これもやるのだ、けれど肝心かなめの、行政法の中でトップに位置づけられている生命身体保護が軽視されるということは、あり得ないことだと思っています。一部の具体例ですけど、ほかのところは、仮設を建てられるところは仮設を建てると。教育長もこの間、使える教室があれば使う、無理だったら仮設を建てると、たしかご答弁いただいていたと思いますので、できる範囲で、ずるずる行くのではなくて、早急に、直ちにとというのは、一番近い時間でやっていただきたいという意味であります。

○藤野委員 大体の思いは聞かさせていただきました。

ただ、請願の中の、残余の3校10棟は何らの措置も講じられないという内容は、違うということは確認をしておかないといけないと思っておりますと同時に、直ちには、今紹介議員のおっしゃった意味であろうと理解させていただきます。

以上、質問を終わります。

○岡委員 藤野委員から、私の思っていることについては大体聞いてもらった気がするのですが、改めて少し確認しますけれども、先ほど冒頭で、この請願を出されたときのタイミングと、その後の教育委員会の対応が変化しているという説明がありました。それを理解された上で、なおかつこの文章をそのまま出すということになったわけですが、これについてはどう思われていますか。修正するという事はなかったのですか。

○川田議員 正式な回答は、教育委員会の可決が11月8日になされているわけであって、それ以降何もされていないのです。だから、何ら変わっていないのです。ただ、こうしようとか、ああしようという検討事項の話は、答弁で聞いたりもしていますけれど、決定事項としてはされていないのです。前も思ったのですけれど、あくまで請願は県民の願いです。いつも言葉がとか、この書き方がとか言うけれど、要はこの目的に向かって一生懸命やるということでしょう。ただ、請願というのは最大の誠意を持って、対応するという事ですから、できないことも中にはあるかもしれないではないですか、法律ではないのですから。請願法の趣旨から言ったら、そういうことです。前も、ちょっとこの書き方がとか、理事者が一生懸命とか言っているけれど、一生懸命やると言ったって、担保していただいたらいいわけですから、そのような意味で私たちもお願いをさせていただいている状況です。

だから、今何を言っているかは、まだ何の正式の決定もない段階で、いや変えました、

決まっていますなどは、それは言えない状況であります。

○岡委員 今の紹介者の意見は意見としてそれなりの理由はあると思うのですが、ただ、一般質問、代表質問等での教育委員会のやりとりなどを聞いていますと、大体今おっしゃったこの内容が、3校10棟というのは恐らく基本的にはもう外していることはないことは、現時点においてはほぼ明確なわけです。対策の対象にしていると今回の教育委員会の回答を聞いて理解しておりますし、今回の補正予算の14億800万円についてはそういう予算だと教育委員会から説明受けているのです。そういう意味で、あえてこれ以上、3校10棟云々について、請願というのは今おっしゃるように重たいものですので、現在実態として行政がしようとしていることが違っていけば、もちろんそれでいいと思いますけれども、文面は正確に記載すべきと思います。

基本的に、命を守るために何とか手を打たないといけないという趣旨はよくわかりますけれど、文章の中身について、私は疑問を呈したいと思うわけです。

○宮本委員 請願第10号にかかわって、紹介議員の川田議員に1点お聞きします。

私も川田議員が述べられたような請願に対する意味というものは、非常に大事だと思っており、この間、特に県立高校の削減計画が発表されて以来、奈良高校の耐震化がおくれている、放置されていたことが非常に大きな焦点となって、大きく県民の世論が高まって一定の対応を県教育委員会としてもとらざるを得ないという状況に、県民の声が追い込んできたという側面があるかと思えます。

文言の細かいところ等、いろいろ意見があると承知はしているのですが、私はやはり、安全を放置してきたことに対する県民の不安な思いや安全対策を求める強い思いを、議会もしっかり受けとめるべきだという立場から、この請願は採択をするべきだと思うわけですが、改めて紹介議員である川田議員に、安全性に対する請願者をはじめとする県民の不安な思いや声がどのようなものなのか、どういう思い、気持ちとしてあらわれているのかを強調していただきたいと思います。その点だけお聞きしておきます。

○川田議員 まず、県民の皆さんの思いというのは、学校再編の問題も含めて、温度差はいろいろあるかもしれませんが、この間、奈良高校の保護者の皆さんが集まる会に呼ばれて私も行ってきました。知っている限りのことは、聞かれたことは説明できる範囲で、間違ったことはできませんから、自分が知り得る適正なことは説明をさせていただいた。しかし、驚かれていたのが、まず自分たち保護者に対して、ほとんどに近いほど知らない方が多くて、なぜ説明がないのだということを、一番言っておられるのです。リスクコミュ

ニケーションの話は、昔からよく議会の審議の中でも出ていましたけれど、悪い材料ほど知らさなければいけない。きょうも先ほどですけれど、県民の方から連絡があって、高取高校のI s 値を教えてほしいと私に電話かかってきているのです。いや、学校支援課に聞いてくださいと、でも学校に聞いたら開示請求をかけろと言われたと、ちょっと異常な事態ではないですか。I s 値はもともと予算執行して調べたものではないですか。そんなものは開示請求ではなくて普通に出すのが当たり前でしょう。けれど、今の県教育委員会とか学校の対応も、これが事実であるということです。委員には、これもぜひ耳に届けさせていただきたい。

やはり学校側も、自分の都合のいいような内容を保護者や育友会に伝えたりということも、開示請求をかけてわかってきて、保護者の皆さんにもそれはもう知らせました。すると、私たちはこんなことは聞いていなかったとか、学校とだけで勝手にやって、教育委員会がそこに関与されていたかはわかりませんが、そういう実態も行政文書から明らかになっているのです。これを皆さんはどう考えられますか。普通ではないでしょう。普通そういった状態になっていて、学校側の説明も奈良高校の保護者の話では、熊本震災でも大丈夫だったのだ、だから問題ないと専門家が言っていると、このような説明をしていたのです。私たちもおかしいと調べ出して、これは非常に私も反省しているのですけれど、この問題に関しては、教育長に対して2年ぐらい前から、奈良高校の耐震は決算審査特別委員会や予算審査特別委員会などでも質疑をさせていただいているのです。ここまで内容が悪いというのは、私もその当時そこまで調べていなかったのだからわからなかったのですが、去年の決算審査特別委員会ではI s 値の数値まで指摘して審議もしていたのです。けれど動かなかった、動かさなかったというのは、これは議員の責任でもあるわけでしょう。だから、ここに来て理事者が言っているからと言っていたって、補強設計まで出して、執行してお金も使って成果物もあるのに、工事をしていないと。このチェックは誰がやるのだと、議会しかないではないですか。

物事は、多数決で決めていいことと決めてはいけないことがあると思うのです。1足す1は2となっているのに、この答えが正しいかどうかと多数決をとりますか、とらないですよ。誰が見たって今回は早急にやらなければいけない、もっと早くやっていたらいけないのは明らかになっているわけです。この期に及んで、いろいろなへ理屈や意見があると思いますけれど、そういうことを言っている場合ではないのではないかと思います。

県教育委員会も真摯に反省されて、学校支援課も本当に夜遅くまで残られて対応してい

ただいているわけですが、せっかくここまで、知事も予算をつけるとまで言ってくれているし、さっきの議論を聞いていたら、そういった予算も含まれているのだ、3校10棟の分も含まれているのだと言うのであれば、それなら補正予算をわざわざ多目に出したということになりますよ。普通は精査されて、やる分しか予算は上げないではないですか。そこに上乘せして見積もって多目に組んだ補正予算なんか、内容もわからないので採決で可決できないではないですか。それは財務会計上の当たり前のシステムです。だからその点について、保護者の意見は、あまりにも情報の非対称性が強いと、あまりにも都合のいい情報しか与えられず、真実の情報を与えられていないと。でも情報を知ったら、皆さん頭のよろしい方ばかりで、モラルの高い方ですから、すぐに我々と同様な判断をされて、これは放置できないということを強く強くおっしゃっているのが現状でありました。

○宮本委員 私も関係者から寄せられる声を一つ紹介しますと、例えば奈良高校が来年4月から校舎の使用を停止して城内高校跡地に移転し、その間にプレハブを建てるということですが、旧城内高校の最低I s値が0.34だとわかったということで、これでは現在の0.28よりは若干高いと言えるかもしれないけれど、それとて10年前の数値だということで、これでは虎のおりからヒョウのおりに移るだけではないか、危険なことには変わりないではないかという声も聞いているところです。

本会議での教育長の答弁でも、できるだけ使用を避ける、最大限努力をするということが繰り返されたわけですが、これで本当に県民、保護者の間に安全に対する確信が広がったかといえばそうではないと思いますので、私はそういった県民の思いを受けとめる立場に議会は立つべきだということを申し上げたいと思います。以上です。

○阪口委員長 次に、請願第11号について、紹介議員である川田議員に請願の趣旨を説明願います。

○川田議員 では、請願第11号について説明させていただきます。

奈良県教育委員会において請願の審議を直ちに行うことなどを求める請願書は、平城高校校友会の代表の方が出されている請願になります。

奈良県教育委員会においては、県民から提出された請願が数ヶ月間放置され、同委員会の会議において審議されない案件が数多く発生している。花山院教育委員によると、約50件の案件が提出されているにもかかわらず、長期間、教育委員に内容すら伝えられていない。

また提出者による陳述の要望も実現されず、県民の意見が反映されにくい仕組みとなっ

ている。これは事務局による請願審査の運営方法が教育委員会制度の主旨を没却するものだからである。

多様な立場の者が議論を尽くすことが現代の教育行政の上で必要な条件であり、教育委員会においては請願が直ちに審議され、提出者の陳述の権利を履行しなければならない。

よって以下のものを実現するよう請願する。

- ① 教育委員会に提出された請願の文章は、直ちに教育委員に配布する。
- ② 請願の審議に際しては、口頭だけでなく、その審議に必要かつ十分な資料や議事録並びに客観的データ等を準備し、教育委員並びに請願者に配布して、審議しなければならない。
- ③ 請願の審議結果を、請願者に速やかに通知し、一般に公開しなければならない。
- ④ 請願者から陳述の要請がある場合、委員会において請願者の陳述を聞かなければならない。

この旨が書かれています。陳述としては、非常に恣意的な運営をされているのではないかという疑義が非常に強いということで、教育委員会に提出するわけですから、仮に教育委員会の責任を追及するような内容であれば、責任追及される側が審査されるのはおかしなものなのですが、その説明を求めるなどといった請願内容もいっぱいあります。それもきっちりやっていただかなければいけないのにほとんど、皆無に近いぐらい奈良県教育委員会は陳述をさせない。規則上で委員が必要ならば求めるとなっていますが、その必要だというところの読み間違えをしまして、必要だからというのは何が必要なのか、陳述を求めたときに必要性が発生しているわけだから、相手は関係ない、陳述したいのはこちらなのだから。法文の解釈もよく読んでいないで、これを延々と今まで続けてきているということなのです。陳述ですから、説明の足りないところはあるのですが。

この間も、もっと早くからこの請願と同じような内容で、奈良高校の建てかえをしてくれ、補強をしてくれ、万全を期してくれと請願を出したけれど、結局全部不採択です。ということは、考えていただいたら簡単なことなのですが、やっていただきたいとお願いしているのにやらないと言っているのでしょうか。でも、やっているではないですか。普通だったら、やると決断して、どこまでできるかの問題はあるかもしれませんが、普通は請願というのは、そういう判断をするべきだと思うのですが、やらないと言っているということは、教育委員会自体がもう耐震に万全を尽くさないとやっているわけでしょう。

大体そんな審査もしないし、提案している内容と違うことを審議されているというのも

何件かありました。全く関係ないことを審議して、それで不採択にしておこうとか。それで、教育長に後で聞いていただいたらいいのですけれど、教育委員会会議規則には、採決の際に、賛成者のほうから数をとるとなっているのです。ところが、簡単な意見だけが出て、皆さん、これは不採択でいいですかと、こんな採決のとり方をする教育委員会がどこにあるのですか。県民がばかにされている、冒瀆されているのではないかと、保護者の方もみんな怒っておられました。普通だったら賛成の方は起立をお願いします、賛成の方は挙手をお願いします、その賛否の数によって決めるのに、皆さん、不採択でよろしいですか、普通そんなことやりますか。公の会議なのですよ。

きょうは聞いている話は少ししか書いていないと思いますが、聞いている話はずっとたくさんあります。請願の内容も、今回のように子どもの命にかかわることなどです。ある日突然、君の学校はなくなるよと言われたら、みんな感情もあって、それならルールで決めたからと、何をやってもいいのですか。今回の奈良高校が旧城内高校に移るのだから、権利関係も全然はっきりされていないではないですか。それなのに条例を出したらそれでもいいのだと言って、その間のかかるお金とか、普通は、ここに道路を建設するとなれば、店を移転する営業補償も全部して、合意の上で何でもやるではないですか。

あまりにも、あまりにも上から目線といいますか、今の日本国において、日本国はそんな国ではないですから、民主的国家ですからね。民法もあれば、法律できちんと決められているわけですから、そういう最低限度のことが、教育委員会に手続を踏んで請願を上げているのに、審議すらまともにやってくれないというのは、日本全国探してもありません。私も、香芝市などでは教育委員会に請願を上げてやっていますけれど、丁寧に請願の陳述もさせていただいて、真摯に耳を傾けていただき、対応があるのかなのか、それは案件によりいろいろありますが、法律では、その対応をやるのが教育行政、特に民意の声を反映するとなっているわけですから。だから、その辺の意味を請願者の方たちは強く強くお願いをされているということのご理解をお願いしたいと思います。

○阪口委員長 ただいまの説明について、紹介議員に対する質疑があればご発言願います。

○岡委員 紹介議員の話聞かせてもらって、基本的にはもっともな話だと思いますし、そもそも今回の学校再編の話の経過の中で、教育委員会委員の皆さんの対応が非常に後手後手に回ってきたという印象を私も持っています。前に教育委員の皆さんと懇談会をしたときも、何人かの委員からはそういう発言もありました。したがって、教育委員会のあり方そのものが問われているということも事実だと思います。

ただ一つ、教育委員会では陳情処理規程という内規的なものを持っていらっしゃいます。その中で、陳述規定の表現が、することができるなのか、しなければならないなのか、どう解釈するのだという話を多分おっしゃっていると思いますけれども、これが例えば、しなさいということであれば、することができるではなくて、必ずしなければならないという表現に改めるべきかと思いつつながら、請願を読んでいたのですけれども、方向性は正しいと思うのです。ただ、現行の規定に書いていることとの整合性を、どう判断したらいいのかという思いがあるのです。その辺はどう思われますか。

○川田議員 今、岡委員から非常にすばらしいご指摘をいただいたと思います。

本来陳述というのは、教育委員会も事務がありますので、その事務に多大な支障をかけるようなことがあれば別かもしれないのですけれども、重要なこととかあるのですから、やはり趣旨も、私たちも書いているとおりにきちんとやってくれるのだっただけいいのです。けれど、書いているとおりと違うことを審議されているのです。事務局からの説明も聞いていたら、違うことを説明されて、歪曲されていて、陳述があったらそこで言えるではないですか。全然関係ないことをやっておられますよと言えますよね。だから、そういったことが適正に、私たちが見ていたらされていないのです。きょうのこの請願でも、議会はすばらしいです。きちんと呼んでいただいて、意見していただいて、こちらの言いたいこともお聞きいただくと、これが本来の形だと思うのです。

だから、教育委員会で、私は言いました。この耐震のことでも本当に、一日でも早くやったらいいのところがうかみたくない感じでやられているから、あまりにも頭にきて、教育委員会事務ですから、ここまで放置したのはあなたらの責任でしょうと。何の責任もないかと思ったのですよ。普通だったらこれだけの問題を起こして、マスコミでも問題になって、保護者も怒っている、怒っている議員の方もたくさんいらっしゃる。普通だったら謝罪の一つぐらいあっていいのではないですか。教育委員会から、何もないではないですか。責任問題をどうするのだと、これは議会で、責任問題の審議は、絶対やっていただかなければいけない問題だと思っています。

だから、そういったものも含めて、岡委員にご指摘いただいたとおりです。規程を変えていただければ、規程を変えていただいたほうがいいですけれども、今のままでも、陳述ができるではなくて提出して求めているのだから、それが必要性が出たということですから、必要がある場合の読み方が違うと思うのです。必要があるかどうかは、俺が要るかどうか、俺が要る場合だったら認めてやる、そんな民主国家の法律は普通はないで

すから。だから、岡委員に今、ご指摘いただいた部分は、非常に重要な部分であると思いますので、よろしくお願いします。

○中川委員 私からも、3点あり、1つは、今、岡委員からの件でしたので、残り2点について質問したいと思います。

1点目は、請願の最初のほうに、花山院教育委員によると、約50件の案件が提出されているにもかかわらず、長期間、教育委員に内容する伝えられていないと書かれています。ここはどんな説明があったのかと思ひまして、質問させていただきます。

もう一点が、請願の①のところ。請願の文書は直ちに教育委員に配布すると、この直ちというニュアンスですけれども、先ほど請願第10号で説明があったように、やれる中で最短の時間でやってくれといったニュアンスなのか、説明をお願いします。

○川田議員 まず1点目からお答えしたいのですが、一般の方が教育委員会定例会の傍聴に来られていて、終わった後で廊下に出たところで、花山院委員と立ち話をされたということです。その立ち話の中で、請願がまだ50件ぐらいあるのだとおっしゃっていた。だから、真実関係は、50件本当にあるのか、40件しかないのか、30件しかないのかは、こちらではわからない部分であります。内容についても、きょう初めて知らされたといった旨もおっしゃっておられたと。

それから、中川委員からの質問の1番目につながるのですけれども、普通、議員でも請願が来れば、今回非常に議会でも、請願で会派の皆さんのご検討も要るので、提案時期を若干ずらそうということで、本会議前日までには請願は提出するけれども、本会議に上程するのは代表質問の初日にしようということで、議会運営委員会でもお決めになっていただいたと思うのです。これが本来の形だと思うのです。やはりすぐさま、文書ですからコピーして渡せば1日でできる話ですので、渡して、委員も読んでいただいて、その中でわからない部分が出てくれば、調べられる部分も出てくるでしょうし、それで審議に臨んでいただくというのが、議会ではもう当然の、当たり前の話でありまして、全くそういったことがなされていないということを平城高校の関係の皆さんは強く強くおっしゃっていたと、このような説明です。

○中川委員 2点について説明いただきました。あと、先ほど岡委員から質問があった点についても、少し掘り下げて質問しておきたいと思います。

陳情処理規程の中で、陳述の必要があれば議決を経てとあったと思うのです。そこも、議決を経てという形になっているのだけれども、請願者から陳述の要請があって、その思

いを酌んだ上できちんと議決をしてといったニュアンスでということでしょうか。

○川田議員 すばらしいご質問をいただいたと思います。

そこは誤解があったらいけないので、陳情処理規程ばかり言うのだけれど、私たちが提出していたのは、請願書の中で陳述の機会を求めるという請願をしているのです。文書で請願を渡しているわけです。何も書かずに出しているのであれば陳情処理規程で、必要だったら呼ばれたらいいのですけれども、そうではなくて、私たちは説明をして文書で求めているのに、請願だと思っていなかったのだと、請願者が言っているのだから請願なのですと言って、わかりましたという回答も得ているのに、次の会議が始まったら、また、陳情処理規程がとか意味不明なことを言われるのです。1回行っていただいたらわかると思うのですが、教育委員会に行っても、私たちは発言が一切できないのです。この間も発言されて、奈良高校の保護者の方が退場になっていらっしゃいました。そういったこともあるので、きっちり民意を、請願者の声を聞かないと。

これも読んでいただいたらわかりますが、陳情処理規程には、提出には要旨、住所、氏名と印鑑と、そして要旨だけ書いたらいいと書いてあるのです。だから、こんな短い文で出して、そんなもので要旨の意味は全部わからないですから、呼んで聞くしかないではないですか。そういったことも含めて、聞くということをするのは、これは民意にとっての話ですので、中川委員、そこだけ誤解のないように、よろしくお願ひしたいと思います。

○中川委員 よくわかりました。確かに陳情処理規程の陳情と請願は違いますので、その辺はよく確認しておきたいと思います。

請願については、また規程があるかもしれません。後で確認しておきます。

○阪口委員長 ほかになければ、これをもちまして紹介議員に対する質疑を終わります。

紹介議員の方はご退席願います。

○川田議員 ありがとうございます。

○阪口委員長 それでは、請願第10号から順に審査を行います。

まず、請願第10号について、ただいまの説明も含めて質疑があればご発言願います。

○岡委員 先ほどの議論の中で、紹介議員から3校10棟については何にもまだ計画されていないと、現在予算は組まれているけれども、そのことについても具体的な措置がされていないのではないかという発言があったのですけれども、担当者の方からは、全ての高校に対して今回の14億円余りの予算は充当して対策を考えているのだという説明を受けているのです。その辺のそごがあるように思うのですけれども、事実はどうなのでしょう。

○塩見教育次長（企画管理室長事務取扱） 請願第10号で、耐震化未完了の9校21棟のうち、6校11棟だけを対応して、残余の3校10棟について何らの措置も講じられない内容であることが発覚をしたと記載をされておりますが、今回の補正予算では、全体で14億円余りですけれども、まずは、I s値0.3未満の建物について耐震化まで安全確保措置を実施するというので、仮校舎の設置をお願いしています。これは奈良朱雀高校、奈良高校、山辺高校、大宇陀高校、高田高校です。奈良高校の仮の体育館については、多目的の用途に活用可能な木造施設での対応をお願いしています。

それから、改築すべき建物についてですが、今回の補正予算では、設計の前倒しをお願いしています。これはI s値0.3未満に限らずということになりますが、山辺高校、郡山高校、磯城野高校、大宇陀高校、王寺工業高校の対応をさせていただいております。

なお、校外施設への移動は奈良高校で、旧城内高校へ移動するということです。奈良朱雀高校については、補強工事の一部を応急的に実施するというので、補正予算をお願いしております。

9校21棟のうち、生駒高校は体育館です。生駒高校は体育館が2つあり、1つの体育館は使用停止済みですので対応は必要ないですが、残りの8校については全て今回の補正予算でお願いをしておりますので、放置することを意思決定したということはありません。以上です。

○岡委員 そうしますと、8校全てについて対応する補正予算であるということですが、この予算は、実際、対策工事等の措置に入ったときに、もう少し膨らむ可能性はあるのかなのか、その辺はいかがですか。

○中西学校支援課長 さらに対策を講じる場合の予算については、今後検討ということですが、そういった場合には、予算の範囲内での対応ができるかどうかを見きわめながらやっていかないといけないと。

さらに、それでは足りない、いわゆる予算を新たに組むような必要のあるものが出てきた場合には、改めてまた予算要求をさせていただかねばならないと考えています。

○岡委員 大変重要な答弁だと思うのです。急遽、今回このように大きく流れが変わって、教育委員会も一生懸命取り組もうとしているその姿勢は、もちろん評価しているのですが、その中での補正予算ですので、完璧であるのかどうかについては多少我々も配慮しなければならぬ面があると思うのですが、1点お聞きしたいのは、現時点において予算が膨らむとしたら、考えられる可能性として、何が予想されるのか、どの程度の規模のものが予

想されるのか。だったら補正予算をもっときちんとしてから来いよと言われるか、言わないかもしれませんが、それはそれとして、現時点でわかる範囲で結構ですので、どういうことが想定されるのか、お答えいただきたいと思います。

○中西学校支援課長 現時点で、具体的に示しているものはありませんので、具体的なことは申し上げられませんが、例えば今回の補正予算で上げさせていただいた仮設校舎を建てる等々の大きなものが必要となった場合には、予算要求をさせていただかないと執行は難しいかと思しますので、そのような場合が想定されます。以上です。

○岡委員 少し話が前後しますが、この請願書の中に3校10棟という話が入りますが、請願を出すときには、その3校10棟について、事務方の話としては対応しないという話であったという説明が先ほどありましたが、事実関係はいかがなのですか。

○中西学校支援課長 I s 値0.3未満の対応はするけれども、それ以外のところは対応しないという理解のところでは、実際には、I s 値0.3未満のところについては、校舎等の使用停止をするところ、仮設校舎で対応するところがあります。それ以外の部分については新たな、例えば仮設校舎をつくるということでの対応はありませんが、今回、補正予算の要求させていただいておりますように、改築を前倒しするというので、新たなことではなく、早期の耐震化に向けた対応をさせていただくということです。以上です。

○岡委員 最後に、もう一度確認ですけれども、整理しますと、まず一つの大きな押さえとして、今考えられる対策については今回の補正予算に含んでいるということによろしいですか。教育委員会として考えられる対象校の耐震対策は、今のところは考えられることは全て手を打っているという理解でよろしいですか。なおかつ、今後、新たな課題が出てくれば当然それも迅速に対応していくと。場合によってはさらなる予算措置も含めて考えていくというようにまとめさせてもらっても大丈夫ですか、そう理解させてもらっていいですか。

教育長、答えてください。

○吉田教育長 そのように理解いただきたいと思います。

○藤野委員 少し質問が、かぶるかもしれませんが。

県立高校の耐震化について、緊急の対応ということで使用停止等がされたことは先ほど生駒高校も含めてお聞きしましたが、いわゆるI s 値0.3以上0.7未満の校舎について、教育長は本会議での答弁で、最大限、できる限りの努力をすると答弁されましたけれども、具体的な検討状況はどのようなものなのか、お答えをいただきたいと思います。

○中西学校支援課長 I s 値 0.3 以上 0.7 未満の校舎への対応です。再検討し、安全確保に万全を期すよう、できるだけ努力をしたいという教育長の答弁がありました。

具体的には、カリキュラムの工夫によって、できるだけ建物の使用を回避できないか、使用回避が難しい部分については、例えばですが、鉄骨支柱やスリット、建物の柱が変化性に弱い場合はぼきっと折れてしまうこともありますので、その変化性を高めるためにスリットを入れるという工法もあります。そういった応急補強の実施ができないか、あわせて再度避難経路の確認、ソフト面の対応もしっかりとしていくというようなことを検討していきたいと考えています。以上です。

○藤野委員 そのような取り組みを検討されておられるということで、ここはやはり速やかに対応をお願いしたいと。それこそ万全を期すべきだろうと思います。以上です。

○中川委員 事実関係がどうなのかというところが 2 点ありましたので、確認しておきたいと思います。

1 つ目は、残余の 3 校 1 0 棟という数値が、9 校 2 1 棟から 6 校 1 1 棟を引いて、残り 3 校 1 0 棟という書き方になったのかと思うのですが、この書き方が正しいかどうか。2 つ目は、今後 3 年以上もの期間、放置するという意思決定を行ったという書き方があるのですけれども、実際は設計の前倒しであったり、補正予算をきちんと組むように知事部局に求めていくといったことも含めて、議決があったように記憶しているのですけれども、この辺の書きぶりについて事実関係はどうだったのか、説明をお願いします。

○中西学校支援課長 まず、最初の 3 校 1 0 棟についてです。確かに I s 値 0.3 から 0.7 未満のところは 1 0 棟あります。ただ、3 校といえますのは、恐らく 9 校から 6 校を引かれて、残りが 3 校と理解をされたと思いますけれど、実際には 8 校 1 0 棟です。

それから、3 年間放置というところですが、それについては先ほど申し上げましたように、改築が必要なところ、耐震補強工事が必要なところについて鋭意推進をしていくということです。できるだけ早く終わらせたいと考えていますので、3 年間、中には 4 年間というところもありますが、放置するという考えではありません。特に改築については、前倒しで設計をさせていただいて、耐震化を早く進めたいということで取り組んでいるところです。以上です。

○中川委員 措置については、よくわかりました。

意思決定を行ったという表現について、この日の定例会議の議決事項として、本当に意思決定の中で放置するような内容であったのか、あるいは補正予算を求めるであったり、

実際にはきちんとしているといった可能性もありますので、その辺を聞いておきたいと思っております。

○中西学校支援課長 I s 値 0. 3 以上のところを放置するという意思決定を、定例教育委員会の中でされているということはありません。

改築についても、前倒しで進めていきたいということは定例教育委員会の中で報告させていただいて、確認をいただいているところです。以上です。

○中川委員 そうしますと、報告の中でそういった意思を示して、特に異論がなかったということで、議決はとっていないけれども、そういった会議の内容があったということですか。

○中西学校支援課長 定例教育委員会の中では、対応方針、対応の内容について報告をさせていただいて、それをご承認いただいた、議決していただいたということで捉えております。以上です。

○宮本委員 何点か質問させていただきますが、この請願第 10 号は一言で言いますと、先ほど紹介議員からもあったように、県立高校の建物について安全対策を求めるという内容です。ただ、要旨の中に、若干書きぶりや解釈上の違いから不正確な表現があるということは、先ほどのやりとりで明らかなおりで。

その点はあったとしても、請願者あるいは紹介議員の安全対策を求めるという思いを受けとめるべきだという立場から何点か聞きたいのですが、6 月議会の前に県立高校の再編計画が発表され、最も衝撃を県民に与えたのが、駅にも近くて自由な校風が人気の平城高校を一方的に閉校し、その跡地に耐震強度の低い校舎を複数抱えた奈良高校を移転させるという、前代未聞の手法に驚きと批判が集中したように思います。特に耐震強度が低い上にコンクリート強度も不足していることで、改築が必要とされていた奈良高校の普通教室棟や、最小 I s 値が 0. 05 と低い、即時使用停止が求められる状況の体育館については、2010 年には実施設計までされて、今後の耐震化が見込まれていた状況だったのに、2015 年時点で工事を中止していたということがわかったわけなのです。こういう対応についての不信感や不安感が、この請願にもあらわれているように思うのです。

ですから、実施設計までしたのに工事をしなかったことによって、生徒や教員の安全性が後回しにされ、危険にさらされていたことを真摯に反省することが何よりも必要だと思うのですが、その点はどのように受けとめておられるのか、本会議でもいろいろ述べられましたが、教育長ぜひ、この請願を受けて改めて述べていただきたい。

○吉田教育長 体育館の実施設計をした後の工事をとめたのは私です。それは、体育館を実施設計して、そして体育館の耐震補強を1億8,000万円程度をかけて実施して、本館の校舎の設計もされておりますが、全体的に建てかえをして、そして再度現地で全部を建てかえるという意思決定はされていないのです。それは、耐震集中期間の中に奈良高校の改築が含まれていなかったという事実もありますし、改築がありきで進んできた話ではないかというのは、私は違うと思っています。現地で改築することは、当初は確かに困難であるという判断がされていまして、本当にできるかできないかを確認するためにコンサルに依頼をしたということです。現地での調査の結果、今後の工事のあり方等を考えれば、コンサルは4年間かかるのではないかと。改築に4年かかるということと、生徒減少に対応できないということが、適正化を考えてきた一番の原因です。生徒の減少がこの10年間であり、これから、来年、再来年ぐらいに大きな生徒減少が起こります。300人規模の生徒減少が起こりますので、25クラス、1,000人の生徒が減少することに対して学校をどのようにするか。正直言います、耐震集中期間の中で奈良高校が入っていなかったということは、生徒減少をどのようにするかという課題が、もうそのときに見えていたというように理解しております。

したがって、耐震化を早期にすべきであるということに対しては責任を痛切に感じておりますが、今、早期にするということ、耐震化だけをもって予算の5年計画を、完成計画を上げるよりも、やはり適正化で学校全体のあり方をどのようにするか、質向上も含めてどのようにするかを考えることは、将来のためには必要であったと思っております。

○宮本委員 たくさん答えていただいたのですが、私の問いかけの一番の焦点は、実施設計をしたけれども工事をしなかったことによって命が危険にさらされたわけです。もっと言えば今後3年間、危険な状態が続く状況にあったと。今回プレハブを建てる、あるいは旧城内高校にということで一定の回避はするということなのですが、危険にさらされたことについては、一定の反省はあるという答弁だったと思うのですが、そこがいまいち県民に伝わり切っていないような受けとめをしているのです。その点はどうか。

○吉田教育長 改築をすることになっても、もう一年かかるわけですから同じ状況です。だから、この時期に移転をする、改築をするということを決めた時点で、3年間、4年間というものに対して子どもたち、教職員の命、安全性というものに対しての、その間での認識が不足していた、甘かったということは真摯に反省しています。

○宮本委員 認識不足ということが言われました。集中期間に奈良高校が入っていなかつ

たのはなぜなのかをずっと考えているわけなのですが、一つ思いますのは、改築は困難だという話があったわけです。ただ、2016年3月に出されたコンサルによる報告書を見れば、困難ではないと、でき得るという回答だったわけです。ですから、困難だというのは思い込みだったのではないかという思いを持っているわけです。奈良高校の建てかえが困難というのは本当にそうだったのかと、もっと早く決断できたのではなかったのかという思いがあるわけです。

あわせて思いますのは、集中期間に奈良高校は入らなかった原因の大きな一つとして、予算のかかる体育館の耐震化と本校舎の建てかえを後回しにしたことが最大の原因ではないかと思っているのですが、そうは思いませんか。どうですか。

○吉田教育長 それを先にすれば、生徒減少にどのように対応するのかということが逆に後で考えることになるということです。だから、その当時の判断で残してきたというのは、生徒減少ということの大きさがそのときにわかっていたということです。

○宮本委員 なぜ決断できなかったのかということになりますと、生徒減少と再編成をリンクさせたから、この耐震化が後回しにされたということが根底にあって、この不安を招き、県民の教育行政に対する不信感を招いているのではないかと思っております。

この請願については、やはり県民の思いを受けとめて、いろいろ対策はされますけれども、県教育委員会に対して、根本に、再編成とリンクさせたことによって危険を放置してきたということに対する反省を促すという意味で、採択をするべきだと思っております。以上です。

○阪口委員長 ほかになければ、これをもちまして請願第10号に対する質疑を終わります。

続いて、請願第10号について採決に入ります前に、委員の意見を求めます。ご発言願います。

○粒谷委員 請願第10号については、先ほど意見も出ておりますけれども、今回の補正予算にも必要経費が計上されているものもあります。なおかつ、関係法令に定める技術指針の適合とはI s値0.7以上を確保するということになります。直ちに万全を期すということになりますと、9校21棟についてすぐさま全ての校舎について代替の建物を用意することは、現実的には不可能に近いということですので、この請願については反対いたします。

○田中副委員長 自由民主党会派の考え方として、今回の補正予算で一応対策といたします

か、補正予算の中に必要経費が計上されていることをもって、不採択と考えております。以上です。

○宮本委員 日本共産党の考えになります。先ほどから述べておりますように、請願第10号については、県民の皆さんの安全対策を求める強い願いの発露でありますので、これをしっかりと受けとめて、県教育委員会に対して反省を促すという趣旨からも、採択をするべきだと思います。以上です。

○中川委員 日本維新の会は、今回、党議拘束をかけておらず、個々に判断することになっております。ですので、これは個人的な意見ではあるのですが、今回、要旨の全文を見ていきますと、一部で不正確な内容等があったかと思えます。ただ、その背景、前段の説明のところでは事実関係と違う点があったにしても、全部を不採択とするには少し惜しいと思っております。

特に最後の3行の結論部分については、重々その思いを酌む必要があると考えております。ですので、最後の3行について、一部採択という形でどうかと提案させていただきたいと思っております。以上です。

○藤野委員 国民民主党としても党議拘束をかけておりません。そもそもの話は置いておいたとしても、耐震化に向けての取り組みはそれぞれ全ての議員が、一日も早く推進をという思いを持っていると思います。今回も正確に言えば、8校20棟、生駒高校の屋内運動場は既に使用停止されておりますので、8校20棟の取り組みを始めておられるということを経験しましたら、9行目の「しかし、教育委員会で可決された回答書では、」以降は非常にこの要旨の意味を占めています。先ほど不正確な表現と申されましたが、やはり事実誤認のところがあるのではないかと思います。責任ある議会人としては、やはりこの請願は受け付けられないということで、反対いたします。

○岡委員 藤野委員もおっしゃったことですが、やはり請願は重たい。これは当然、我々は重く思っているわけです。ただ不正確な部分については、どうしてもひっかかりません。趣旨としてはよくわかるのですが、この文面について、このままで認めるというのであれば難しいということで、心苦しいのですが、そういう意味で今回は不採択としなければならないだろうと。請願についてはもう少し、いろいろタイミングの問題はあるかもしれませんが、今後、正確な請願という形を促すためにも、あえて不採択にしたいと思えます。

○阪口委員長 それでは、これより採決いたします。

委員各位より請願第10号の採決について、全部採択、中川委員からは最後の3行について一部採択、不採択の意見がありました。

まず、全部採択について採決を行い、不採決となった場合には、一部採択の採決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、お諮りします。

請願第10号を全部採択することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

ご着席願います。

起立少数であります。よって、請願第10号は、全部採択しないことに決しました。

次に、一部採決ですが、請願第10号の下3行、よって以降の部分について採択することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

ご着席願います。

起立少数であります。よって、請願第10号は、一部採択をせず、不採択とすることに決しました。

次に、請願第11号について、先ほどの説明も含めて質疑があればご発言願います。

○藤野委員 請願第11号について、花山院教育委員によると、約50件案件が提出されているにもかかわらず、長期間、教育委員に内容すら伝えられていないという点について、事実関係をお尋ねします。

○吉田教育長 この件について、私が花山院委員と話し合いをさせていただきました。委員からも本人の思いを聞いております。委員は平城高校関係者から、この請願について教育委員会が終わった後、廊下ではなかったと思うが請願について聞かれたとおっしゃっていました。花山院委員は、回答を控えたほうがいいだろうということで、ある請願について、その内容を知らないと言えられたことは事実です。ただ、このことが、50件もの請願が長期間、内容すら伝えられていないという形で理解されていることに対しては、本人もびっくりしておりますし、本人も全く意図するところではないと申しておりました。

○藤野委員 陳情又は請願等の処理に関して次に定めるといふ陳情処理規程があります。この第3条で、教育長は、前条の事件につき、いわゆる陳情、請願について、正確な調査をし、これを委員会に報告しなければならないとなっております。今回の請願においても、

教育委員会に提出された請願の文書は直ちに教育委員に配布する、請願の審議に際しては、口頭だけでなく、その審議に必要かつ十分な資料や議事録並びに客観的データ等を準備し、教育委員並びに請願者に配布して、審議しなければならないとなっておりますが、請願や陳情が出てきた場合、陳情処理規程においては正確な調査をして委員会に報告しなければならないとなっておりますけれども、処理の仕組みはどうなっているのですか。

○塩見教育次長（企画管理室長事務取扱） 藤野委員お述べのとおり、奈良県教育委員会陳情処理規程の第3条で、陳情あるいは請願が出てくれば、教育長は正確な調査をなし、これを委員会に報告しなければならないとなっております。

具体的にどういうことを事務局でやっているかを申し上げますと、まず請願された内容の事実関係を把握しに行っています。次に、教育委員会事務局における対応状況や検討状況などを確認して、法的観点からの検討などを踏まえて調査をし、整理表にまとめております。この整理表に、必要に応じて、図面やその他の添付資料を添付し、教育委員にお渡しをしております。以上です。

○藤野委員 そうすれば、陳情、請願が提出されれば直ちに調査をし、資料を作成し、教育委員に配布をします。当然調査内容によっても違うとは思いますが、一定の期間がかかると。当然放置することはあり得ないと思うのですが、現実に放置された事実はあるのですか。

○塩見教育次長（企画管理室長事務取扱） 放置している事実はありません。請願第11号の①で、教育委員会に提出された請願の文章は、直ちに教育委員に配布することという内容があります。要旨の上から2行目以降で、花山院教育委員によると、請願が約50件提出されているにもかかわらず、長期間、教育委員に内容すら伝えられていないと書かれています。請願を受理したら、それ以降、次の教育委員会を開催するまでのタイミングで請願書を送っておりますので、直ちにと言われたらそこはどうか分かりませんが、合理的な時期であろうと考えております。以上です。

○藤野委員 請願者の方が、この請願の審議を直ちに行うことを求める請願書を出されたということは、恐らく請願者の方々が何の審議も行ってもらえないのではないかという捉え方をされていると思うのです。でも、陳情処理規程においては、正確な調査をなすということですから、一定の期間でさまざまな資料を作成しながら、それを教育委員会に提示し、そこで審議をしてもらわなければいけない期間についての説明等をされておられるのかどうかをお聞きしたいのと、この請願者の方々が出された請願については、現在どのよ

うになっているのですか。

○塩見教育次長（企画管理室長事務取扱） 9月後半以降で、教育委員会に出された請願が、正確な数は今把握できていませんけれども、約40～50件あります。非常に細かい内容の請願になっており、正確な調査をするに当たっては1件当たり、結構な時間がかかると。1件を正確な調査をするにしても、かなりの時間がかかっているのは事実ですので、最近出てきた請願については、正確な調査がまだできていないものもあります。そういう意味では、正確な調査をしていない、まだできていないということはありませんが、9月以降に出てきている請願については、1件1件丁寧に正確な調査をして、定例教育委員会で諮っているという状況です。

○藤野委員 確認しますが、誠実に対応処理をしているということによろしいですか。

○吉田教育長 請願の内容には、例えば仮設校舎を建てること等々があります。それに関しては、当然文教くらし委員会の委員からもそういったご意見もいただいて、我々是对応していくと同時に、予算のことも含めて議会へ上げていく必要性があります。だから、どちらを優先するかということではありませんが、請願の内容に対して、議会から意見をいただいていることに対して対応も回答させていただくと、正確な調査が出来るということはありません。そういうことも理解いただきたいと思います。

○中川委員 1点だけ、お聞きします。

先ほど、請願の実際の処理について、次の教育委員会の会議が開催されるのに際して事前に送っているといった説明があったと思うのですが、実際のところはどのようにされているのか、もう少し細かい説明をお願いしたいと思います。定例会議が次にいつあるとなったら、例えば、開催の1週間以上前などに、その資料を送付するのにあわせて、請願もまとめて一緒に送ってといった事務なのでしょうか。

○塩見教育次長（企画管理室長事務取扱） 請願書の提出が、例えば9月初旬にあったとして、定例教育委員会の開催が9月25日にあると仮定をしたら、開催日の1週間前までに告示しないといけないことになっていますので、それまでに教育委員に通知を送りますが、その最初のタイミングで提出された請願書については、その他資料とあわせて送っております。以上です。

○宮本委員 何点かお聞きしたいのですが、請願に50件の案件と書かれてあるのです。資料をいただいたので、内容について一部は把握しているのですが、50件も把握できていませんので、具体的にどのような内容の請願が出されているのかについて、一部でもいい

ので紹介いただきたいのですが、どうでしょうか。

○塩見教育次長（企画管理室長事務取扱） 手元に請願の本文がありませんので、正確には伝えられないかもしれませんが、例えば、先ほど川田議員がおっしゃっていましたが、陳述を述べさせることを求める請願があったり、あるいは奈良高校の耐震化の関係の要望を踏まえたような請願もあります。あとは、例えば再編の関係ですが、外向きの説明が不足しているのではないかと、丁寧に説明していくべきではないかという請願もあったと思います。手元にないので、正確なことは言えません。

○宮本委員 わかりました。

出された請願については、一度事務局で調査をして、それから教育委員に送付するという流れなのですか。それとも、一旦送付をして、同時に調査をするということなのか、どちらですか。

○塩見教育次長（企画管理室長事務取扱） 受理したら、まずはその請願書を教育委員に送っております。

○宮本委員 先ほどからの話ですと、できるだけ速やかに請願は送付しているということなのですが、だったらなぜこういう請願が出てくるのかということになろうかと思うのです。県民の声や関係者の思いが教育委員会に全然届かないというところに、請願者の思いがあるのではないかと思うのです。

そう思えば、思い当たる節も幾つかありまして、例えば11月6日に奈良高校の保護者に対して、生駒市の会場を使って説明会を行われましたが、このときも実際には教育長が足を運ばれませんでしたので、不信感を募らせたということがあったと思いますし、もつと前の高校削減計画が発表された際に、平城高校で開催した説明会が6月17日だったと思いますが、これも教育長は足を運ばれなかったと。こういうこと一つとっても、教育長みずからが求められるところで説明をしてこなかったということも、こういう請願の一つのきっかけになっているのではないかと思うのですが、その点はどう思われますか。

○吉田教育長 事務局には担当課があります。担当課として説明をしたいということ、それから、反対される方に対して、私が説明することによって、きちんと理解していただけるのか。私は議会を中心に説明をさせていただくことが自分の責務であると思っております。前回の再編計画の中で、耳成高等学校と畝傍高等学校の統合問題でかなりの意見もありましたが、耳成高等学校や畝傍高等学校の保護者に直接教育長がみずから出向いて説明をされたのか、それをするのがよかったのか。全体的な考え方について説明はきちんとさ

せていただきたいと思います。そういったものに対して全てみずから対応するのは、私の責任であるとは思っておりません。

○宮本委員 という話になりますと、反対する人には教育長は説明しないということになってしまうわけです。その姿勢がこういう不信を招いているのではないかと、この請願の趣旨から反れてしまうかもしれませんが、根本にあると思います。前回の話もおっしゃられましたけれども、前回はそういう反省があったから、県立高校将来構想審議会の最終答申で、具体的な整備計画の立案に当たってはきちんと関係者から意見を募りましょうという答申が出たわけです。ここを受けとめるべきではなかったかと思います。以上です。

○吉田教育長 私は、反対する人に対して自分がみずから説明しないとは言っておりません、言っていないです。

○岡委員 先ほど、陳情処理規程の第3条の話が出ましたけれども、その中でもう一度確認をしたいのですが、第2項で、前項の陳情で軽易な事項は、教育長限りでこれを処理することができる。第3項で、陳情が重要であっても緊急やむを得ないときは教育長はこれを処理することができる。ただし、次の委員会に、これを報告しなければならないと規定されています。これは教育長が入り口の段階で仕分けをすることができるかと捉えるのですが、実際の運用はどうなっているのでしょうか。

○塩見教育次長（企画管理室長事務取扱） 陳情処理規程第3条の第2項、第3項に、陳情で軽易な事項は、教育長限りでこれを処理することができる。陳情が重要であっても緊急やむを得ないときは教育長はこれを処理することができるという規定がありますが、この規定は今まで使ったことはありません。以上です。

○岡委員 わかりました。そうしたら、どんな請願であろうと陳情であろうと、提出されたものは全て教育委員会に速やかに伝達されているということで理解させてもらってよろしいのですか。もう一度確認します。

○塩見教育次長（企画管理室長事務取扱） 請願が出てきたら、教育委員にはその請願書は速やかに送っておりますが、すぐに教育委員会でその請願の審査をしているわけではありません。すぐに審査しているわけではありませんが、教育委員には速やかに請願書を送って、こういう請願が出てきましたという報告はさせていただいております。以上です。

○岡委員 わかりました。ですから、請願が出てきたという事実は、教育委員には、速やかに書類でもって伝わっているということですね。恐らく、そこから教育委員から何かアクションがあればまた対応するということでしょうか。それはそれで理解しました。

それと先ほど、9月以降、請願が50件という話が出ていますけれども、ざっくりで結構ですが、過去の実績はどんなものでしょうか。最近急激にふえているのか、前から結構あるのか、もちろん時期によって山あり谷ありだと思いますが、どんな状況ですか。

○吉田教育長 今までは出てきたことはありません。急激に特定の方からいただいております。

○岡委員 請願を出すことはもちろん権利ですので、当然対応しなければならないと思うのですが、そういう意味では、教育委員会としては先ほどもちらっとありましたように、かなり事実関係の調査に時間を割いている、手もなかなか足りないのかもしれませんが。それは多少やむを得ないと思いますけれども、それはそれとして、やはりこの請願の言っている趣旨は理解できる部分がありますので、これは今後ともより一層、その趣旨に基づいてやるべきだろうと思います。

それと、陳情処理規程の第6条で、委員会は議決によって陳情者又は当事者から直接陳情の要旨を、陳述させることができるとなっています。させることができるということは、教育委員会の判断で呼んだり呼ばなかったりするということになるかと思うのですが、本人から陳述したいという申し出があった場合には、ルールはどうなっているのですか。

○塩見教育次長（企画管理室長事務取扱） 本人から陳述をしたいという請願が出てきておりますが、これについては、陳情処理規程の第5条に、委員会は教育長から陳情に関する報告を受けたとき、これに対し採決しなければならないという規定がありますので、その請願については教育委員会で採決をして、採択、不採択ということになります。それとは別に、教育委員会の意思として、教育委員会は第6条で議決によって陳情者又は当事者から直接陳情の要旨を、陳述させることができるという規定になっています。以上です。

○岡委員 私の理解力がないのかもしれませんが、通常は、陳情者の言い分を聞いた上で教育委員会として採決するというのが自然な感じがするのですが、今の説明だと、議決があった後に呼ぶことができるということで、呼ぶ場合もあるという捉え方になったのですが、私の捉え方が間違っていれば、もう一度説明をお願いします。

○塩見教育次長（企画管理室長事務取扱） 教育委員会の陳情処理規程の第6条では、教育委員会は、教育委員会の議決によって陳情者から直接陳情の要旨を陳述させることができるという規定になっていますので、文字どおり議決によって必要があれば請願者、あるいは陳情者からその要旨を述べていただくこととなります。以上です。

○岡委員 もう一度確認ですが、例えば議決する前に、陳情者からぜひ陳述をさせてくだ

さいという要請があった場合は、議決前にその場に呼んで陳述させることができるのですか、どうなのですか。

○塩見教育次長（企画管理室長事務取扱） 教育委員会の陳情処理規程の第4条に、委員会は、前条第一項の報告につき必要と認める場合は、陳情者をその会議に出席させることができるという規定がありますので、委員会の意思決定として、陳情者に出席を求めるかどうかは、ここで出席を求めてということになります。

○岡委員 わかりました。要するに陳情者から陳述の要請があった場合、教育委員会で呼ぶかどうかの議決を先にした上で、呼ぶとなれば来てもらうということですね。ただし、陳情者から要請があっても、議決でだめだとなった場合は呼ぶことができないという理解よろしいですか。

○塩見教育次長（企画管理室長事務取扱） 陳情処理規程の第4条で、必要と認めるときはその陳情者に来ていただくことができるとなっていますので、教育委員会の中で委員の皆さんが出席してもらったほうがいいのではないかとということになれば、まずは出席を求めることになります。そういう前提として第6条で、教育委員会はその議決によって陳情者からその陳情の要旨を、陳述させることができますとなっています。

○岡委員 話が堂々めぐりになってしまいますが、何が言いたいかといいますと、陳情者から、陳情文書だけではなかなか説明し切れないので、肉声でその場で説明したいという申し出があった場合の扱いはどのようになっているのですか、もう一度確認します。

○塩見教育次長（企画管理室長事務取扱） 必要性を教育委員会が判断して、議決で当事者あるいは陳情者から陳述してもらおうということになれば、陳述していただくことになります。

○岡委員 要するに、悪い言い方をすると教育委員会のペースでしかできないということですね。陳述者がどうおっしゃろうとも、教育委員会の議決がないと、それ以上のことはできないと。陳情書や請願を出すことまでは自由にできるけれども、そこから先は教育委員会様の判断に任せますと、こう理解ができるのですけれども、そういうことですか。もう一度確認します。

○塩見教育次長（企画管理室長事務取扱） 陳情処理規程の読み方としてはそうなります。

○岡委員 陳情処理規程を今まで眺めたことがなかったもので、今回勉強させてもらっているのですが、ただ、これを読んでみて、また今の答弁を聞きながら思うのですけれど、これを乱用されたら確かに事務がふえて大変だという懸念はもちろんされます。だから議

決して相談して決めるのだということもかもしれませんが、もう少しその辺は柔軟にどうか、恣意的に入り口で閉ざしてしまうことがあったのでは、請願や陳情の趣旨が、やや行政側でコントロールされてしまうというおそれもあるのではないかと私は危惧するわけで、その辺は何か、これからこの陳情処理規程について配慮を考えられる余地はあるのか。先ほども言いましたように、場合によっては少し手を加えて、もう少し積極的に参加できるような制度がつかれないのか、その辺はどうなのですか。

○塩見教育次長（企画管理室長事務取扱） 事務局でコントロールするということはありません。この陳情処理規程は教育委員会の中で委員が決めるという絵になっていますので、事務局でそれをどうこうというのはありませんが、この規程の検討は、一つ課題かとは思っています。

○岡委員 最後に検討という言葉が出ましたので、これぐらいにしますけれども、先ほど、川田議員がいるときに話しましたように、教育委員会というのは非常に閉ざされた世界というイメージが非常に今まで強くて、それが今回の耐震の議論にしても、学校の再編問題にしてもそうですけれど、なかなか情報が出てこなかった。教育委員とかつて懇談したときにも、ある委員からもっと早く知りたかったというような話も出たぐらいですから。だから、もっと教育委員会の中での議論が自由闊達に、そして教育委員会の中だけではなくて関係者の方もどんどん入ってもらって、議論するという方向性をぜひつくってもらいたい。ただし、決めるのはやはり行政、責任者として教育委員会が最後に決めればいわけだし、民主主義のルールに基づいて決めることは当然だとは思っています。その過程が大事だと思いますので、その辺は、これからかなり改善の余地があるのではないかと意見として申し上げたいと思います。

教育長、ご意見があればお願いします。

○吉田教育長 先ほど言いましたように、事務局では全ての請願を、教育長の判断に委ねずに、全体を教育委員会で審議をしようという姿勢で対応してきました。

それから、教育委員会でできることとできないことがあります。例えば仮設を建てることという請願が上がってきても、これは教育委員会でできないことです。そういった請願も上がってくるわけなのです。全ての請願を公開させていただいて、そして、今は請願は公開しておりませんが、請願の内容もきちんと公開させていただいて、丁寧に対応するように努力してまいりたいと思います。

○中川委員 ただいまのやりとり聞いて、1点だけ確認したいと思います。

請願と陳情は別の言葉です。それは先ほど川田議員からも説明があったとおりで正しいのですけれども、この陳情と請願の2つについて決めたのがこの陳情処理規程というところで、先ほど塩見教育次長からの説明の中で、条文の中で陳情者はおっしゃられていたのですけれども、陳情者という言葉の中に請願者も含まれているという理解で正しいのでしょうか。

○塩見教育次長（企画管理室長事務取扱） 陳情処理規程の第1条で、陳情又は請願等、以下陳情という整理をしておりますので、そういう理解で結構です。

○阪口委員長 ほかになければ、これをもちまして請願第11号に対する質疑を終わります。

続いて、請願第11号について採決に入ります前に、委員の意見を求めます。ご発言願います。

○粒谷委員 請願書の写しを直近の教育委員会開催までに委員に送付されています。審議に係る必要な資料も配布されています。

また、先ほど議論がありました請願者の陳述については、県教育委員会の陳情処理規程において規定されており、委員会の議決により陳述させることができるものであると書いています。陳述をさせなければならないというのは適切でないと思っておりますので、この請願は不採択とします。

○田中副委員長 自由民主党会派も、自民党奈良会派の意見が述べられましたが、同様の考え方でして、不採択でいいと思います。以上です。

○宮本委員 この請願第11号は、県民の声、保護者の声が教育行政に反映されないことへの改善を求めるといふ思いから出ているものです。先ほどから、話題になっている教育委員会の陳情処理規程についても、もう少し県民の声が届くような内容に改善される必要もあるのではないかと思っております。こういう声を重く受けとめるべきだということで、採択すべきだと思っております。以上です。

○中川委員 日本維新の会は、今回も党議拘束をかけておりません。個々に判断することになっているので、個人的な意見ですけれども、要旨を読んだ中で3点気になったところがあったわけです。1つは、花山院教育委員によると、長期間、教育委員に内容すら伝えられていないというところが、理事者側からの説明を聞いていますと、事実関係がまだ特定しにくいので、保留したいと思っております。

あと、①の直ちにと、④の聞かなければならないといった表現があったわけですが、こ

れも字面を見たら、少し厳しいのではないかと思ったのですが、紹介議員の川田議員からの説明の中で、直ちにという言葉についても、事務を阻害しない範囲でといった旨の配慮をする発言もありましたし、言葉のニュアンスも特定ができたというところで、請願第11号についても、配布を述べた前段の部分と結論的な部分と分けた上で、一部採択してはどうかと考えております。

事前に委員長に伝えたことと違うのですが、請願の要旨の「よって以下のものを実現するよう請願する。①、②、③、④」の部分について分割した上で、一部採択という提案をしたいと思っております。以上です。

○**阪口委員長** 一部採択は①から④の中で、採択するのは②、③を指しているわけですか。

○**中川委員** 今申しましたとおり、委員長には、事前に②と③については採択と言っていたのですが、①と④についても、紹介議員からの説明を聞いた上で、ニュアンスが特定できたので、思いを酌むべきであろうと判断し、①、②、③、④の全てなので、形式的には、「よって以下のものを実現するよう請願する。」から以下の部分について、分割をして一部採択をするべきであると。前段の背景の部分については、先ほど花山院教育委員からの発言についての理解の仕方といったところで事実関係がまだわかりませんので判断できないため、前段の背景については、採択はどうかと思いました。

なので、「よって以下のものを実現するよう請願する。」から下の部分について、一部採択としたいと思っております。

○**藤野委員** 国民民主党としては、党議拘束かけておりません。この請願第11号ですが、過去から見れば急激に請願がふえたということもお聞きしましたし、この請願に当たっては、正確な調査をなしということになっております。あらゆるデータや資料を整えて教育委員会に提出をする、その期間もある一定見なければならぬと。そのことに対して、先ほどの答弁では、正確に誠実に行っているということでした。なるべく早くこの提出をお願いしたいと思いますが、今のところ全請願書に対してはきっちり対応されておられるということもお聞きしましたので、この請願については不採択とします。

○**岡委員** この件に関しては、私どもの公明党会派3名もいろいろ意見が分かれておりますので、党議拘束を外して判断したいと思っております。私の意見を申し上げますと、先ほどの塩見教育次長、それから吉田教育長の答弁を聞いていて、ある程度、趣旨は理解されたと期待はしておりますが、やはり私は議会としてそれを後押しする、すなわち陳情処理規程を見直すところまで踏み込んでほしい。そのきっかけとして採択に賛成したいと、

それを受けてぜひ教育委員会としてはこれをきっかけにもう一度見直しを含めて議論をしてもらいたいということで、この請願については採択ということです。ただし、これは党議拘束をかけない形での採択ということで委員長、お願いします。

○阪口委員長 ほかに意見はありませんか。

それでは、これより採決いたします。

委員各位より請願第11号の採決について、全部採択、一部採択、不採択の意見がありましたので、まず、全部採択について採決を行います。不採択となった場合には、一部採択の採決を行いたいと思いますが、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、お諮りします。

請願第11号を全部採択することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

ご着席願います。

起立少数であります。よって、請願第11号は、全部採択しないことに決しました。

次に、一部採決ですが、請願第11号の請願事項、①、②、③、④について採択することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

ご着席願います。

起立少数であります。よって、請願第11号は、一部採択をせず、不採択とすることに決しました。

休憩します。午後3時20分再開ということで、よろしくお願いいたします。

15:07分 休憩

15:20分 再開

○阪口委員長 再開します。

次に、議案の審査を行います。当委員会に付託を受けました議案は、委員会次第に記載のとおりです。

それでは、付託議案について、くらし創造部長兼景観・環境局長、教育長の順に説明願います。なお、理事者の皆様は、着席にてご説明願います。

○樹田くらし創造部長兼景観・環境局長 委員長から着席にてとのご配慮をいただきましたので、着座にて説明させていただきます。

平成30年11月定例県議会提出議案のうち、くらし創造部、景観・環境局所管分について説明します。

まず、議第95号、平成30年度奈良県一般会計補正予算（第3号）ですが、「平成30年11月定例県議会提出予算案の概要」で説明します。

5ページ、給与改定に伴う増額です。10月の人事委員会からの勧告の趣旨にのっとり、給与改定を実施することにより増額となる5億4,000万円余のうち、くらし創造部景観・環境局分としては600万円余です。

続いて、議第100号、奈良県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例についてです。

「平成30年11月定例県議会提出議案の概要（条例関係）」の1ページをお願いします。奈良県消費者行政活性化基金について、当該基金を活用して消費者行政強化活性化事業を実施しているところです。当該基金は、国から基金原資を受け、平成20年度に設置し、消費生活相談窓口の充実や消費者啓発事業などに活用してきました。今年度中に全額を活用し取り崩す予定となっております。当該条例の有効期限を今年度末まで延長するため、所要の改正を行おうとするものです。施行期日については、公布の日からとする予定です。

以上がくらし創造部景観・環境部所管分についての説明です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○吉田教育長 それでは、教育委員会所管の提出議案についてご説明します。着座にて説明させていただきます。

「平成30年11月定例県議会提出予算案の概要」の2ページをお願いします。奈良県一般会計補正予算（第3号）の事業概要です。

「平成30年台風20号、21号、24号等による災害に対応します」の、高等学校災害復旧事業です。これは平成30年9月に被災が判明した奈良高校ののり面及び、同月に発生した台風21号により被災した生駒高校の渡り廊下等の復旧を行うものです。

次に、文化財保存事業費補助金と重要文化財等修理受託事業です。こちらも台風21号により被害を受けた、国指定重要文化財の春日大社本社、板蔵及び着到殿などの復旧に対して、県から所有者に対して補助を行うとともに、文化財保存事務所において修理事業を受託するものです。

次に、3ページをお願いします。3の奈良県経済の好循環を促進し、働きやすく、良く

学べる地域社会をつくりますの、高等学校耐震化事業です。これは、2022年度の完了予定で実施している耐震化を早期に完了するため、改築工事に係る設計等を前倒しするとともに、耐震化完了までの間の応急対策として構造耐震仕様、いわゆるI s値0.3未満の建物について、仮設校舎等の設置、代替施設への移転、応急補強等を実施するものです。

次に、5ページをお願いします。7、経営資源の活用による行財政マネジメントを推進しますの、給与改定に伴う増額です。先ほど、くらし創造部長からも申し上げたとおり、平成30年の人事委員会勧告の趣旨にのっとり、給与改定を実施することによるもので、5億4,300万円余のうち教育委員会に関するものは、特別職と一般職を合わせて3億1,900万円余です。

次に、6ページをお開きください。繰越明許費補正の追加です。高等学校災害復旧事業で、1億2,340万円となっております。これはさきに説明した、台風21号等により被災した県立高校への対応で、工期を確保するため、平成31年度に繰り越すものです。次に、債務負担行為補正の追加です。高等学校耐震化事業で14億809万2,000円となっております。こちらも、さきに説明した県立高校の耐震化について、平成31年度から平成34年度まで工期を確保するため、債務負担行為の設定をお願いするものです。

以上が11月定例県議会における教育委員会所管の補正予算案です。

続きまして、教育委員会に係る条例改正についてご説明します。

「平成30年11月定例県議会提出議案の概要（条例関係）」の4ページをお願いします。奈良県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例です。この条例は、奈良県立奈良高等学校の位置の特例を定めるため、所要の改正をしようとするものです。施行期日は公布の日としております。

以上が教育委員会に係る議案の概要です。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○**阪口委員長** ただいまの説明について、質疑があればご発言願います。

○**粒谷委員** 今回の補正予算で、奈良高校の生徒の安全をどう担保するのか、そのために、プレハブを建築するという事だろうと思いますけれども、10月ぐらいでしたか、保護者の方からメールやお手紙をたくさん頂戴し、プレハブ建設をぜひともお願いしたいという要請がありました。早速、自由民主党として、また、公明党もですけれども、生徒の安全を担保するためには、やはりプレハブが必要であろうという要請を、知事にさせていただきました。よって、この補正予算に今回計上されていると思います。

その中で、11月ぐらいに、県教育委員会から、プレハブは約9カ月ぐらいかかるとい

う話もありました。保護者からは、このプレハブ建設については、何とか早く建てられないものか、合法でできないものかというお話がありました。

そこで、1つお聞きしたいことがあります。プレハブを建てる場合、建築基準法にのっとして、一般的には建築確認をとっていく方法と、いわゆる超法規的措置というのでしょうか、災害等々になれば、仮設住宅は1カ月ぐらいでできます。この仮設住宅ができるような状況にならないかという話があります。

しかし、建築基準法第85条を見ましたら、今回のプレハブは緊急的なことに当たらないということです。一般的な事務である、建築確認をとらなければならないと思うのですが、その点、県教育委員会はどのような判断されているのでしょうか。

○中西学校支援課長 建築確認事務に関してです。粒谷委員お述べのように、建築基準法第85条第1項により、災害発生の際の仮設住宅等については、建築確認申請の手続をとらなくてもいいことになっていますので、建築確認の手続は不要ですが、今般の仮設校舎の設置については、正規の建築確認の申請が必要です。以上です。

○粒谷委員 そうなりますと、この建築確認の認可権限は奈良市にあります。奈良市が許可権限者だと思います。その中で、一般的な流れで申し上げますと、12月14日の議会最終日に、この補正予算を可決し、そこから執行に入るわけですが、そうしますと、これについては設計業者を今後決めていかなければなりません。公告をして設計業者を決めるとなれば、一般的な事務的な流れで言えば、約1カ月ぐらいかかるのではないかと思うのです。そして、設計の入札が終わり、そして事前審査があります。これは一般的には約1カ月ぐらいかかります。次に、本申請があつて、約2週間ぐらいで建築確認をいただくというのが一般的な流れです。

次に、今度は施工業者の入札に入ると思います。施工業者を入札するとすれば、また、公告をして約1カ月ぐらいの期間が要ると思うのですが、確認ですけれども、流れ的にはそれでよろしいですか。

○中西学校支援課長 仮設の建築確認までの流れですが、まず設計をするための入札等をしなくてはなりません。設計等をした後、工事を施工するまでに建築確認の申請を行いますので、粒谷委員お述べの流れで事務を進めていきたいと考えています。

ただ、奈良市の建築確認申請の手続で、粒谷委員は1カ月半ぐらいかかるということですが、これについては水面下では奈良市とも協議をしており、できるだけ早く手続をしてほしいとお願いしておりますが、まず、申請の手続をしないと始まりませんので、

それに向かって、今、鋭意準備を進めているところです。以上です。

○粒谷委員 奈良市もこの問題については重大な関心をお持ちですし、当然、行政間同士で、いわゆる一般的な事務手続ではなく、一日も早くということは若干可能でしょうけれども、しかしながら、ある程度のスパンが当然要ります。入札手続となりますと、正規の手続期間は最低限度要ると思うのです。その中で、例えば随意契約という方向もあると思うのです。保護者の方から、随意契約できないのかという話はあるのですけれども、随意契約となりますと地方自治法施行令第167条の2の中で、随意契約は基本的には一定の少ない金額であるとか、契約の相手方が特定できるものであるとか、緊急、いわゆる天地異変の災害を指していると思うのですけれども、これ以外は随意契約をしてはだめだということになっているのですが、もし可能であるなら随意契約したいという気持ちはおありですか。

○中西学校支援課長 手続を早く進めるという点では、随意契約が有利なこともあります。ただ、これは地方自治法施行令第167条の2第1項第2号で、随意契約ができる範囲が決められております。粒谷委員お述べのように、少額のものであったり、緊急、この緊急の随意契約といいますのは天変地異その他、いわゆる災害が起こったとか、災害が起こったときの二次災害を防ぐときのための条項です。こういったときには、緊急随契ということで入札の手続を行わずに、見積もり合わせの手続で実施することができるということですので、そういう形の手続が可能であればしたいですけれども、規定上、そうなっておりますので、一般の入札手続を進めさせていただきたいと考えています。以上です。

○粒谷委員 保護者の切なる要望なので、何をどうすれば少しでも早くなるのかと。9カ月ではなしに、たとえ1カ月でも前倒しにならないかと思うのですけれども、非常にハードル的には難しい部分はあると思うのです。そこで、1つの方法として設計と施工を一緒にするという形もあると思うのです。そうすると、設計と施工の公告から1カ月ぐらいのスパンのかかる入札手続が省略できると思うのですけれども、この点についてはどうなのでしょう。

○吉田教育長 粒谷委員から、とにかく1カ月でも早く工事ができるようにという思いです。私どももその思いは一緒です。

通常 of 建物の新築については、設計を実施し、その後に建築工事を行うこととなります。また、設計の実施時に建築基準法の計画を通知し、確認を受けることとなりますけれども、今回の仮設校舎の設置については、この設計と施工を一体で発注することで入札実施の回

数を減らしたいと思っております。入札手続に必要な期間を短縮できると思います。これにより、1カ月の期間短縮を想定しております。

また、建築基準法の計画通知については、確認者である建築主事と協議をしながら確認を受ける手続ができます。最終の施工者が設計をすることで、施工時の手戻りもなくすことができ、工期の短縮も期待ができると考えております。以上です。

○粒谷委員 ということは、当初は最大リミットで9カ月という話ですけれども、教育現場では、たとえ1カ月でも2カ月でも早く仮設校舎が完成し、一日も早く安全なところで生徒に勉学をやっていただきたいというお気持ちだと思います。

できるだけ最大の配慮をお願いしたい、保護者の方にもそういう意向はしっかりとご説明いただきたいと思うのです。何としても早くというのが皆さん方のご希望です。

いろいろと質問したいこともあるのですが、もう一点だけ申し上げておきます。今回、郡山高校城内学舎に移転をされると。当然のことながら、先般、生駒市で行われた説明会において、いろいろな質問があったと聞いております。学年が分断される、そして部活等も分断されて非常に困るのだ、あるいは先般も公明党からも質問がありましたがシャトルバスを出してもらえないか、交通費助成などの問題について、当然危惧されます。

遅かったかわからないけれども、香芝市にある大阪樟蔭女子短期大学は昨年3月に閉校になり、キャパシティーは大体1,000人ぐらいのところなのですが、ここはいかがでしょうかということをお願いしたのですが、これについての検討は全くなかったのですか。

○中西学校支援課長 大阪樟蔭女子短期大学跡地のことかと思えます。まず、その内容について、大学側にも確認はさせていただきました。内容を聞かせていただきますと、確かに学校の規模としては非常に大きな学校で、収容人数としては1,000人以上のところでしたが、1つは距離が遠いという点です。それから、教室を使わせていただく際に、講義室、いわゆる講堂等がありますが、あとは細かな部屋がたくさんあります。細かな部屋ということで、なかなか高等学校のホームルームとして使うには、なじまない部屋もあります。それから高等学校の場合、特別教室、理科室などがありますが、そういったものに使わせていただくとなりますと、一定の工事が必要かと思えます。私どもの建物でないところに工事をするという点で、幾らか困難な点があるということで、ここを使わせていただくのはなかなか難しいと理解しております。以上です。

○粒谷委員 旧城内高校に一部行かれるということなので、そうか、こういうところがあ

ったのかという思いがあったのです。ところが、ここもI s値が必ずしも高いわけではなくて、0.34など非常に危険な状態なのです。そこで、私が申し上げたのは、大阪樟蔭女子短期大学の跡地、ここは耐震構造もできていますし、女子校でしたから非常にきれいに使っておられて、ここがいいのではないかと、遠いけれど交通費助成を含めてできれば、グラウンドもありますし、3学年が一体となることができるからという思いがあったのですけれども、1つにはタイミングも失いましたし、いろいろな弊害も当然あります。ただ、旧城内高校に通っていただくのにいろいろな問題があるのも、保護者から指摘されております。これについて、来年の予算で、当然いろいろな面で措置されるだろうと思います。やはり今、この非常に危機的な状況の中ですから、当然、知事も全面的にこの事業については推進すると言っておられますので、生徒に最低限度、現実の中で何ができるのか、これはしっかりと予算づけをしてあげていただきたいと、このことだけを要望しておきます。我々もサポートさせていただきますので、生徒には不自由をかけますけれども、その中で、現在の中で何ができるのかということだけは、精いっぱいお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○岡委員 大きく3点について、お尋ねします。

今も少し触れていただきましたが、先般、代表質問で申し上げた奈良高校の関係で、シャトルバスを提案させてもらっているのですけれども、この間は、この考え方について検討するという答弁だったと思うのです。日がたっていませんのでどうされたか知りませんが、現時点で、もう少し踏み込んだ考え方があれば、お伺いしたい。

といいますのは、非常に今、多く聞いていますのは交通の便の心配、特にクラブ活動の行き来が大変困難であるということで、これについては絶対何か手法を講じてほしいという強い要望も多くの方から、我々のところに届いていますので、改めて教育長、答えてください。

○吉田教育長 具体的にということになりますと、どの部活動でどういう移動をするのかを詰めていく必要があると思います。それから、教員の配置をどうするのかも含めて、今後、具体化していきたいと思いますが、岡委員からありましたように、1学期間だけになるかと思いますが、2つの校舎に分かれることによって、子どもの教育活動に支障が起こるということはあってはならないと思っておりますので、支障が起こらないような対策を精いっぱい考えてまいりたいと思います。

○岡委員 とにかく、来年度の予算の中に反映されることを期待しております。

2点目ですが、今回分かれて授業をされるという関係の中で、恐らく担当する職員、先生等の問題も出てこようかと思いますが、現時点でそれらの課題についてはどのようにお考えですか。

○香河教職員課長 校地が2つに分かれることによる教員の配置についてです。現在、学校において、可能な限り、校地間の移動が発生しないように、カリキュラム上で工夫がとれないかを検討してもらっているところです。

今後、配置については学校長からも丁寧に聞き取り調査も行い、教育活動に支障がないように、私どものほうでも取り組んでいきたいと考えております。

○岡委員 法律で決められた生徒数に基づく先生の定員は決まっています。それがあるので一方ではしんどい話かもしれません。そうすると定員外の講師か何かの形でフォローしないといけないことになるのかと想像しています。こういう場合、先生方も今まで1カ所で授業をやっていたときよりは大変になるはずですので、十分、その配慮をしてほしいし、来年度予算の中にもその分を、十分考えて提案してもらいたいと思いますので、これはお願いですが、教育長よろしくお願いします。

3点目ですが、実はこれは、生徒の親から話があったのですけれども、現在の1年生は、来年春に2年生になるわけです。そうすると、今は奈良高校の場所へ通学していますから、近い方は特にですが、通学費がかからない。ところが、今度、旧城内高校へかわったときに、全額を公費負担すれば別ですけれど、毎日の通学に費用がかかるという問題が生じると思うのです。新1年生は旧城内高校に行くことを前提で受けられますから、ある程度、説明がつくと思うのだけれども、要は現在、奈良高校の校舎で勉強している1年生が、今度2年生になったときに新たな負担がふえると保護者の方から声が上がっているのですけれども、それらについては何かお考えでしょうか。

○大西教育振興大綱推進課長 郡山高校城内学舎に通学することとなる生徒、特に現在の1年生については、岡委員おっしゃったように、これまでとは異なる通学方法となります。不便や負担をかける場合もあると認識をしております。

先ほど、シャトルバスのことがありましたが、一概に今の時点ですぐに答えることは難しいのですけれども、全体の移動について対応できるかどうか検討してまいりたいと考えております。

ただ、通学に係る費用について、それぞれの実際に住まれている場所と、実額がどれぐらいのものかということを考えていくと、個別の補償については、対応は非常に難しいと

いうことも申し添えて、今のところは検討してまいりたいと答えさせていただきます。以上です。

○岡委員 今のところはそういう答弁しかできないということも理解できますけれども、ただ、今言った声が非常にあるということと、やはりこれは、私に言わせれば100%、教育委員会側の理屈で分かれて授業をするようになったわけで、生徒には何ら罪がないわけですので、何らかの安心できる措置を、ぜひ来年4月から組み込んでいただきますようお願いして、質問を終わります。

○阪口委員長 副委員長と進行を交代させていただきます。

3点質問します。1点目は、これは委員長としての発言になりますが、10月16日に奈良高等学校育友会の陳情を受けて、10月23日に臨時の文教くらし委員会を開催し、そこで、奈良高校育友会の陳情書について、数点、例えば仮設校舎の早期建設、仮設校舎までの対応等について、教育長に要望しました。対応はしていただいたと思いますが、私の自宅にもたくさんメールや手紙等も来まして、やはりきょうの委員会をインターネット中継で聞かれていると思いますので、要望について真摯に対応していただいていると思いますが、明確に答弁していただきたい。

○吉田教育長 10月23日付で、文教くらし委員会の委員長から要望をいただいております。その対応状況については、先ほども説明をさせていただきましたけれども、改めて説明します。

1点目の県立高等学校仮設校舎の早期設置に関しては、奈良高校のIs値0.3未満の建物については、代替施設として仮校舎を設置させていただきます。仮校舎は、できるだけ早く設置できるよう努力してまいりたいと思います。

2番目の県立奈良高等学校の仮設校舎設置までの応急補強ですけれども、奈良高校のIs値0.3未満の校舎については、使用を停止することとし、仮設校舎設置までの間は安全確保の措置として、城内学舎を利用することとさせていただきました。なお、壁のクラック等々については、補修するというので、先週末にも補修工事を実施しております。

3点目の奈良高等学校の屋内運動場の耐震化のための補強ですけれども、屋内運動場については使用を停止することとし、仮設の設置を含めた代替施設の確保により対応することとしております。近隣の学校等にも、私のほうから使用をさせていただけるように、教育委員会、それから校長にもお願いに上がったところです。

○阪口委員長 そうしましたら、十分に育友会の陳情を受けられて対応されていると理解

してよろしいでしょうか。

○吉田教育長 また、先ほどからもいろいろな要望をいただいておりますので、それらも含めて真摯に対応をしてみたいと思います。

○阪口委員長 特に、これは保護者、育友会等からの要望かと思うのですが、岡委員もおっしゃられたようにシャトルバスです。やはり奈良高校から城内学舎へ移動する場合、特に部活動で15分ぐらい近鉄新大宮駅までかかると思うのです。また電車に乗っていくということですから、これについては、やはり何便出すのかなど具体案が必要かと。予算案については、本年度の予算には具体化されるのか、教育委員会内部で予算化できるのか、次の予算等に組み入れていかなければいけないのか、そこらもお聞きしたいと思います。

○大西教育振興大綱推進課長 シャトルバスの件で具体案ということでした。

阪口委員長がおっしゃったように、実際に通学時間といいますか、かかる時間のことも含めて、一体、どこからどこまでの利用がいいのかも具体には考えていきたいと思っています。

予算については、これを同様の形のひな形として、先ほどおっしゃったように何便出すかというようなモデルを考えながら、予算も、それによっては膨らんだり、あるいは中で対応できる額になるのかを考えていきたいと思っておりますが、今のところ、明確にお答えできない状況です。考えてまいりますので、よろしく願いいたします。

○阪口委員長 特に要望が強いですから、具体的にこの点については実行していただきたいということが要望です。

最後に、奈良高校で、台風の影響によるのり面の崩壊がありました。それから、昨日、生駒高校に行って、渡り廊下等を見せていただいたのですが、関連して、生駒高校が野球の練習をしているバックネットも台風で崩壊しているところがありましたので、この約1億2,000万円の中で、生駒高校のバックネットも入っているのか、それと具体的に、渡り廊下、奈良高校ののり面の修復等がいつごろ完成するのかをお聞きしたいと思います。

○中西学校支援課長 台風21号による災害の関係で、奈良高校ののり面と、それから生駒高校については、渡り廊下、バックネットが被害に遭っているという状況です。

まず、奈良高校ののり面については、今年度、災害査定を受けて、今年度中に契約発注をさせていただきたいと考えていまして、工事自体は平成31年度中を計画しています。およそ1年ぐらいはかかるという工程での計画です。

それから、生駒高校については、バックネットについても、この補正予算の中に含まれ

ています。これも、実際に工事は来年度させていただくということで、大体3カ月から4カ月程度の工期がかかると考えています。ただ、現場の作業もあり、学校の運営上、影響ないように実施させていただきますので、実施時期については、今後、学校とも調整をさせていただきたいと考えています。以上です。

○**阪口委員長** できるだけ早期にそれぞれ対応していただきたいと思いますが、業者や災害査定等のこともありますので、引き続きよろしくをお願いします。以上です。

○**田中副委員長** 質疑が終わったようですので、委員長、進行をお願いします。

○**阪口委員長** ほかになければ、これをもちまして、付託議案についての質疑を終わります。

続いて、付託議案について委員の意見を求めます。ご発言願います。

○**田中副委員長** 自由民主党としましては、付託された3つの議案、いずれにも賛成いたします。以上です。

○**粒谷委員** 付託議案に賛成いたします。

○**宮本委員** 日本共産党を代表して、付託議案に対する賛否の意見を述べます。

議第95号については、災害復旧の予算などが含まれていますが、ただ、この中に特別職の給与引き上げが含まれており、この部分については承認ができないということで、賛同できないという趣旨の態度表明とさせていただきます。

議第100号と議第102号については、この間、議論がありました、高校の耐震化をめぐる安全対策も含めて、旧城内高校に一定時期移転をすることになるわけですが、これについて、いろいろな意見があることは承知をしておりますが、今の場所よりは安全度が多少上がるということで言いますと、このほかの方法もる検討されたということですが、よりいい環境だという判断に立っての提案ということで議第100号と議第102号については賛成させていただきます。以上です。

○**中川委員** 議第95号については、先ほどお話もありましたけれども、給与改定に伴う増額が含まれております。日本維新の会としましては、奈良県人事委員会の勧告そのものが県内の大きな事業所にのみ基づいたものであって、正しく給与水準を反映していないといった考え方から反対をしているものです。

以上から、議第95号については反対をさせていただき、議第100号、議第102号については賛成です。

○**藤野委員** 付託されました議第95号、議第100号、議第102号、全てにわたって

賛成いたします。

○岡委員 まず、議第95号の補正予算ですが、大変大事な予算が組まれており、今も議論になっている県立高等学校の耐震化や改築の問題などがあります。大変重要なことは、我々も認識しております。一方、これだけの多くの補正予算を組む中での今回の特別職の賞与増額分についてはやはり看過できないと思っております。一般職は人事委員会勧告ですので我々は尊重したいと思いますけれども、議会人として特別職の賞与の増額分については、公明党としては、本会議で修正案を出そうと思っておりますので、議第95号については、反対ということになります。

なお、議第100号、議第102号については賛成です。以上です。

○阪口委員長 ただいまより、付託を受けました各議案について採決を行います。

まず、議第95号中、当委員会所管分については、委員より反対の意見がありましたので、起立により採決いたします。

議第95号中、当委員会所管分を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

ご着席願います。起立多数であります。よって、議第95号中、当委員会所管分は原案どおり可決することに決しました。

次に、ただいま可決されました議案を除く残余の議案については、一括して簡易採決により行いたいと思いましたが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、お諮りいたします。議第100号、議第102号については、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議がないものと認めます。よって、議第100号、議第102号については、原案どおり可決することに決しました。

これをもちまして、付託議案の審査を終わります。

次に、その他の事項に入ります。

消費・生活安全課長から、奈良県消費者教育推進計画(第2次計画)(案)について、廃棄物対策課長から、奈良県産業廃棄物税条例の検討状況について、教育長から、平成30年度奈良県教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書ほか2件について、報告を行いたいとの申し出がありましたので、消費・

生活安全課長から順に報告願います。

なお、理事者の皆様は着席にて報告をお願いします。

○田中消費・生活安全課長 それでは、座らせていただいて報告させていただきます。

奈良県消費者教育推進計画（第2次計画）（案）の概要について、ご報告します。

資料1、「奈良県消費者教育推進計画（第2次計画）（案）の概要」です。まず、計画の基本的な考え方ですけれども、この計画は消費者教育推進法や国の基本方針を踏まえ、さまざまな消費者教育の担い手と連携し、消費者教育を総合的、体系的に推進するための施策について定めているものです。計画期間は平成31年度から平成35年度までの5年間としております。

次に、計画の目的ですが、合理的・社会的に行動する自立した消費者の育成としており、消費者被害に遭わないよう、合理的に行動する消費者を育成するとともに、内外の社会情勢など社会的な視点を持って行動する消費者を育成することとしております。

次に、消費者教育を取り巻く現状です。民法改正による成年年齢の引き下げや高齢化率の上昇、消費者被害の傾向などについて記載しております。また、現状を踏まえた2次計画策定に向けた課題として、若年者や高齢者の消費者トラブル増加の懸念について記載しています。

これらを踏まえて、具体的な取り組みを記載しています。

まず1つ目が消費者教育の場や機会づくり促進ということで、幼児から高齢者まで、各ライフステージに応じて消費者教育を推進するとともに、県だけで取り組むのではなく、消費者団体など多様な主体と連携して推進していきたいと考えています。2つ目として、消費者教育の推進には、それを担う人材の育成が必要です。学校教員や消費生活相談員の資質向上などにも取り組みます。3つ目として、自立した消費者を育成するには、消費者リテラシーの向上が必要です。消費者問題に関するさまざまな情報提供、消費者に社会的な視点を持っていただくための取り組みを行ってまいります。

なお、先ほどご説明したとおり、第2次計画では、特に若年者教育、高齢者教育に重点を置いて取り組みたいと考えております。

計画の推進についてです。毎年度、事業の実施状況を把握し、消費生活審議会なども活用して評価等を行い、施策に反映させてまいります。

最後に今後の予定です。パブリックコメントを実施の上、2月議会においてご審議いただき、3月に策定・公表したいと考えています。

以上、よろしくお願いたします。

○野田廃棄物対策課長 委員長から着座にて説明とのご配慮をいただきましたので、着座にて説明させていただきます。

資料 2-1 「奈良県産業廃棄物税条例」の検討状況について、報告します。

この条例は、総務警察委員会の所管となりますが、景観・環境局では、この産業廃棄物税を税源とする予算事業を調製、実施している関係から、報告させていただく必要があると考え、ご説明させていただきます。

左側にこれまでの経緯等を記載しています。奈良県税制調査会で検討され、11月16日に答申がなされたところです。

次に、資料 2-2 「奈良県産業廃棄物税について」をごらんください。左上に、税収と事業費の関係をグラフにしております。税収は、近年、横ばいの傾向ですが、事業費については平成 25 年の税制調査会答申に基づいて使途事業を見直し、平成 26 年度から平成 30 年度までの 5 年間で、税収総額に見合った規模の事業執行を行い、その結果、平成 30 年度末の基金残高は、平成 25 年度末の基金残高とほぼ同額の 2 億 3,000 万円と見込んでおります。

次に、産業廃棄物の状況について、2 と 4 のグラフに記載しております。これは排出量及び最終処分量が、平成 16 年の産業廃棄物税導入以降、減少傾向にあり、資料の右側に記載している、産業廃棄物の使途事業の実施により、産業廃棄物の排出抑制、減量化を図るという税の目的に対して、一定の効果が得られているものと考えています。

しかしながら、3 と 5 のグラフをごらんいただくとおわかりいただけますように、再生利用率、最終処分率は全国平均より低い水準にあるほか、6 の表の不法投棄等も、依然、後を絶たないのが現状です。このような状況を踏まえ、税制調査会の答申がなされたところです。

その概要を、資料の枠囲みの中に記載しております。内容としましては、今後とも産業廃棄物の一層の排出抑制と再生利用等の推進を図るため、引き続き、産業廃棄物税を継続することが適当であるとした上で、使途事業により、一定の施策効果が発現していると考えられ、引き続き、現行の使途事業を継続することが適当であるとされています。

本答申の全文を、資料 2-3 に記載しております。

この答申を踏まえ、現在、来年度の予算編成に向けての検討を進めているところでありますが、これまでの事業成果や効果を総括した上で、個々の事業を精査してまいりたいと

考えております。以上です。

○吉田教育長 過日県議会議長に提出し、議員の皆様にお配りしました「平成30年度奈良県教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書（平成29年度対象）」についてご説明します。

教育委員会では、平成20年度より、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検・評価を行っています。今年度も平成29年度の事務の管理及び執行の状況について、点検・評価を行い、この報告書を作成いたしました。

2ページには、点検・評価の概要として、目的、実施方法などを記載しております。点検・評価の実施に関しては、学識経験者の知見を活用することが義務づけられておりますので、6名の委員による教育評価支援委員会を8月30日に開催し、そのご意見などを参考にさせていただきました。

3ページには、平成29年度教育委員会の活動状況として、年間17回開催した定例教育委員会と年間7回開催した臨時の教育委員会について、開催状況を記載しております。なお、定例教育委員会及び臨時教育委員会の会議内容は、会議録と資料を教育委員会のホームページに掲載しております。

4ページには、教育委員の研修状況等の活動状況を示しています。昨年度は教育委員会所管事業の実施状況や教育現場の状況を把握し、また、本県の教育施策の参考とするため、県内6カ所の学校施設を視察するとともに、各校の先生方と意見交換させていただきました。

5ページからは、昨年度に実施した教育施策についての点検・評価の結果を記載しております。1の施策の体系をごらんください。平成28年3月末に教育振興大綱が策定されましたので、大綱の施策の分類に従って、大学教育を除く大綱の14の施策に文化遺産の保存と活用を加えた15の施策を評価単位として、点検・評価を実施しております。

6ページから45ページには、15の施策について点検・評価をした内容を、それぞれ2、3ページの評価にまとめて掲載をしております。各シートでは、施策の現状と課題、平成29年度の取り組み状況の評価と今後の主な取り組み、これは平成30年度の取り組みを示しております。昨年度の反省を踏まえて、8ページにありますように、あいたスペースを活用し、平成29年度の取り組みの様子を具体的に紹介しております。県教育委員会では、教育振興大綱の実行に向け、年度ごとの主な取り組みと指標及び目標値を掲げた、

奈良県教育振興大綱アクションプランを策定しております。施策の点検・評価に当たっては、このアクションプランに掲げられた取り組みと指標及び目標値に基づき、事業の進行管理に資することとしております。

46ページから50ページは、教育振興大綱に示した重要業績評価指標のうち、教育委員会所管のものを一覧にしたものです。基準値は、教育振興大綱策定時に用いた値、現状値は平成29年度または直近の値です。

51ページから53ページには、先ほどの教育評価支援委員会からいただいたご意見を記載しております。これらの意見を参考に、今後も的確な点検・評価の実施に努め、より効果的な教育行政を推進してまいりたいと考えております。なお、この報告書は、速やかに教育委員会のホームページに掲載し、公表します。また、各市町村教育委員会へこの報告書を送付するとともに、各学校にもお知らせします。県民お役立ち情報コーナーにも配置することとしております。以上です。

続きまして、事業の進捗状況等として、資料4「「これからの文化財保護の体系」中間報告について」の資料をお願いします。

概要及び今後のスケジュール等について報告します。まず、策定の背景ですが、資料の冒頭にありますように、過疎化・少子高齢化の進行や訪日外国人観光客の急増などにより、文化財を取り巻く社会情勢は大きく変化しております。本県の動きとしましても、平成28年度末に文化振興大綱が策定され、また、平成33年度の（仮称）奈良県国際芸術家村の開設に向けた準備も進められております。加えて、国においても文化財保護制度の見直しに向けた検討が進められ、6月の国会において、文化財保護法の改正などが行われました。このようなことから、本県としましても、これからの文化財の保存と活用のあり方について、これからの文化財保護の体系として整理することとしました。

中間報告の概要です。まず、基本的な考え方ですが、文化財が多くある本県におきましては、文化財を地域の光として、より多くの人がある価値を理解し、守り、楽しめるようにしたいと考えております。そのため、これまで別々のものとして捉えがちであった文化財の保存と活用を車の両輪として捉え、両者について一体的な施策展開を図っていく必要があると考えております。

そのための具体的な方策は、資料に記載のとおりです。幾つか申し上げますと、1つ目は文化財の保存と活用の一体的な政策運営を目的に、県教育委員会の文化財保存課・文化財保存事務所を来年4月に知事部局に移管したいと考えております。また、2つ目は県内

に所在する文化財の総合的な把握のため、地域が参加する文化財調査モデルの構築を行います。4つ目には、(仮称)奈良県国際芸術家村における文化財修復人材の養成などについて、方向性を記載させていただいております。

これまでの経緯と今後のスケジュールです。昨年10月に立ち上げた勉強会については、3月までに3度開催し、体系の素案作成までご意見をいただきました。今年度は、4月に奈良県文化財保護体系推進会議を正式な附属機関として新たに設置したほか、9月に市町村の実態調査を実施しました。その間、6月には国会において、文化財保護法等が改正されております。これらの要素を新たに盛り込んだ中間報告案を、11月に開催した奈良県文化財保護体系推進会議にてお諮りし、ご出席の委員の先生方にご承認いただいたところ です。

最後に今後のスケジュールについてですが、先ほど説明した各課題については、今後、知事部局においてさらに検討が進められることとなります。来年度以降になりますが、文化財保護行政の知事部局移管とあわせ、文化財保護審議会等も移管され、その後、本体系の策定や文化財の保存と活用の調和をはじめとした文化振興政策の条例化についての検討が実施されると聞いております。

次に、資料5「県立高校の建築物の安全性の確認、安全確保のための措置について」をごらんいただきたいと思います。

県立高校の建築物の安全性の確認、安全確保のための措置についての検討内容です。2つの確認、検討を実施しました。現時点で耐震対策が未完了の県立高校の建物について、地震に対する構造耐力上の安全性の再確認、次に、地震に対する安全確保のためのさらなる措置の検討についてです。

2の確認、検討状況です。(1)地震に対する構造耐力上の安全性の再確認ですが、アにありますように、耐震化未完了の建物は、記載のとおり9校21棟となります。それから、イにありますように、耐震性能及び構造物の状況ですが、耐震化未完了の9校21棟のうち、記載の6校11棟については、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、または崩壊する危険性が高いとされるI s値0.3未満の建物で、これらについては、棟ごと、階ごとに安全性を確認しました。このような建物について、使用停止などの対応策について検討した結果の詳細は、別紙に一覧表としてまとめさせていただいたとおりです。

次に、(2)の安全確保のためのさらなる措置の検討です。①にある耐震化未完了の9校21棟のうち、3校の5棟については耐震補強工事により、5校の11棟については改

築等により耐震化を図ります。改築については、設計を前倒しして実施し、工事の早期完了を目指したいと考えております。

また、奈良高校の5棟については、県立高等学校適正化実施計画のとおり、改築よりも早く対応できる平城高校跡地への移転により対応します。

次に、耐震化までの措置、特にI s値0.3未満の建物についてです。耐震化未完了の9校の建物のうち、奈良朱雀高校、奈良高校、郡山高校、山辺高校、大宇陀高校、高田高校の6校の建物については、早急に安全確保の措置を実施することとし、建物の使用について見直し、校内での代替運用や仮校舎、校外施設利用など、代替施設の確保等により対応します。

奈良高校は渡り廊下、その他の3棟の建物についても使用停止とし、代替施設として仮校舎を設置します。その間の安全確保の措置として、旧城内高校を学舎利用します。山辺高校の2棟、大宇陀高校の1棟及び高田高校の1棟も同様に使用停止とし、代替施設として仮校舎を設置し、仮校舎設置までの間は、校地内の耐震補強済校舎等の利用により対応します。奈良朱雀高校も仮校舎を設置し、補強工事の一部を応急的に実施することで対応します。郡山高校は、体育館の一つを使用停止します。

③の使用停止の時期についてです。奈良高校の校舎については、進路指導や体制準備を考えると3学期中の移動はあり得ないとのことで、それらを総合的に判断し、平成31年4月から、旧城内高校学舎に3学年のうち2学年を移動します。山辺高校、大宇陀高校、高田高校の校舎については、遅くとも平成31年4月から使用停止します。奈良高校、郡山高校の体育館については、平成31年1月から使用停止します。以上です。

○**阪口委員長** 次に、その他の事項も含めて質問があればご発言願います。

○**岡委員** 先ほど、産業廃棄物の説明がありました。これについては、しっかりと取り組んでもらいたいと思いますが、1点だけ、要望を兼ねてお尋ねします。

大気を汚染するフロンガス対応で、まだまだ環境に有害なフロンガスを含んだ冷蔵庫や、その他の機械・電気製品が、主に一般で回収されているという姿を見かけます。どういう後処理がされているか見ていませんので、適正に処理されていけばいいのですけれども、恐らく、どこかへ鉄くずとして輸出されるという方向に行っている可能性が大変高いのではないかと。善良な業者もいらっしゃると思いますけれども、その辺が非常に気になります。

したがって、ここでお願いしたいことは、排出する消費者側もフロンガスに対する認識

を持っているのか。有害フロンは機械なのかそうでないのかすら、消費者はよくわかっていないところがあると思うのです。その辺に対して啓発活動を、いましばらくやっていただきたいと。特に今、温暖化の問題が大きいわけですので、ぜひ、何らかの形で啓発に取り組んでもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○西井環境政策課長 今おっしゃったように、フロンガスというのは無色、無臭、無毒で不燃性で化学的に安定しているため、冷蔵庫やクーラーなど冷媒として多く使用されており、オゾン層の破壊と温室の両方の効果がある特定フロンと、オゾン層を破壊しないけれども、温室効果のある代替フロンがあります。

今、いろいろな周知を図っておりますけれども、いわゆるフロン回収抑制法の中で、フロン類の管理の適正化を図るということで、フロン類を使用する業務用機器の管理者に対して、国や県のホームページやパンフレット等を有効活用しながら、制度の周知徹底もやっておりますし、もしご相談等がありましたら、適切に助言・指導を行っており、今後もそうしてまいりたい所存です。

○岡委員 改めて言いますが、特にお願いしたいのは、一般消費者が、私も経験があるのですけれども、よく日曜日なんかにはスピーカーを鳴らしながら、回収車が回ってくるのです。不要になったクーラー、冷蔵庫を持って帰ります、無料ですと呼びかけながら回っているわけです。それが非常に気になるわけです。業者はいろいろ目的があって回っているのでしょうけれども、少なくとも消費者がもっと関心持たないと、普通だったら、例えば所定の処理しようと思えば、冷蔵庫なんかは2,000円、3,000円出さなければならぬわけでしょう。リサイクル法でそうになっています。それを払わないでただで帰ってもらえたら、お願いしますと、みんな出すおそれがあるわけです。そういうことに歯どめをかけるための一つの施策として、消費者の皆さんに対して啓発を、もっと強くやるべきではないかと思っていますのですけれども、もう一度答弁をお願いします。

○野田廃棄物対策課長 確かに、岡委員がおっしゃいますように、一般家庭から出る家庭電化製品に含有するフロンが一番懸念される場所だと思います。このようにフロン類が使用されているエアコン、冷蔵庫、冷凍庫など、家庭から排出される使用済み家電については、一般廃棄物として、市町村がその処理責任を有しており、廃棄物処理法及び家電リサイクル法に基づいた適正処理が求められているところです。

県としましても、奈良モデルの一環として、県と市町村による奈良県使用済み家電等対策連絡会を平成24年度に設置し、使用済み家電問題についての情報共有、対策の検討を

行い、市町村と連携・協働して、その対策に取り組んでいるところです。

岡委員お述べのフロン漏えいの懸念ですけれども、2つ考えられると思っております。まず、1つ目が不法投棄された使用済み家電が経年変化することによる漏えいと、2つ目として、無許可の回収業者の不適正処理による漏えいがあるかと思えます。

まず、1点目の不法投棄によるフロン漏えいの懸念に対する対策としては、一般財団法人家電製品協会の助成を受け、市町村が不法投棄された使用済み家電の回収、パトロールや看板設置等の不法投棄防止対策を実施しているところです。

次に、2つ目の無許可の回収業者の不適正処理による漏えいの懸念に対する対策については、まず無許可業者向けの対策、それから、そのような業者に家電を引き渡す県民向けの両面の対策が必要かと思っております。まず、業者対策としては、平成25年度から国、県、市町村合同チームによる立入検査を年2回、延べ66事業所に対して実施しているほか、指導権限を持つ市町村が立入検査を円滑に実施できるように、検査マニュアルを市町村とともに共同で作成し、その共有を図っているところです。

そして、県民向けの啓発は、確かに家電リサイクル法に基づいて適正に処理しますと、1,500円から4,000円の費用がかかってくるので、どうしても県民としてはもう少し安い費用で引き取ってくれるところに出しがちですので、これが重点的に啓発していかないといけないところです。そういうことで、県民だよりや新聞広告、ホームページ等で無許可業者に使用済み家電を引き渡さないように広報をし、適正処理の啓発に努めているところです。

今後とも、これまでに構築した国、県、市町村の合同対策の枠組みを活用して、綿密に連携しながら、フロン類使用機器を、非使用製品を含む使用済み家電の適正処理対策に取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○藤野委員 簡潔に質問します。その前に先ほど、県立高等学校設置条例の一部改正の条例案が可決されました。旧城内高校へ奈良高校の生徒が通学されると。朝の通学の時間帯は非常に混雑します。とりわけ踏切の交差点は、歩行者、自動車、バイク、自転車等々が行き交う非常に危険な場所ですし、以前、城内高校があったときに、城内高校と郡山高校の生徒が通っておられたのですけれども、そのときと車の通行量も違うと思えますし、交通環境もかなり変わっていると思えます。特に朝の通学の安全体制は非常に大事だと思いますので、よくよく安全対策は考えていただきたいと、まず要望させていただきながら質問に入ります。

先ほど教育長から説明いただいた点検及び評価の結果に関する報告書の25ページ、外国人問題で、人権教育の推進という観点で外国人問題の内容についての取り組みが行われているということで、非常に実施状況はほかの問題に比べて少ないとは思いますが、これはどういう内容なのか、お聞かせいただきたい。

○大山人権・地域教育課長 藤野委員ご指摘の外国人に対する教育支援に関して、お答えします。

県教育委員会においては、昭和61年に策定した在日外国人児童生徒に関する指導指針に示されている理念に沿って、教育活動が全ての学校で行われなければならないと考えております。近年は国際化の進展に伴い、県内に1万人を超える在日外国人が在住しております。また、日本語指導が必要な児童生徒も県内の学校に分散していると把握しているところです。

そこで、県教育委員会では、外国人児童生徒が日本での学校生活に適應できるよう、学校生活ガイド、日本語指導テキスト等の母語に合わせた資料を配布するなどの取り組みを行っているところです。

また、教育委員会ウェブページのトップページには、外国人児童生徒教育関係のバナーを設置し、県外国人支援センターが提供している県内の日本語教室の情報なども発信しています。

今後ともそういったニーズがふえていくことに対しては、必要に応じたきめ細かい対策をとってまいりたいと考えています。

○藤野委員 違うのです。外国人問題における人権についての理解を深める教育の実施状況とは、どういうことですかという質問です。

○大山人権・地域教育課長 これまでも、奈良県においては人権教育を大切にすることで、従来からの同和教育をはじめとして、女性、障害者などの人権教育については、十分取り組んできているところですが、これに比較して、外国人に関する問題についてはまだ十分、取り組みとしては至っていないと見ているところです。

○吉田教育長 藤野委員のお尋ねは、外国人問題を学校で取り扱いをしている率が低いのではないかと。同和問題もそうです。もう一度確認はさせていただきますけれども、恐らく小・中学校を合わせた率として答えているのと、発達段階に応じて、どのような時期にどういう人権教育を行うのがいいのかということが、この率に影響しているのではないかと思います。これはあくまで推測ですので、小学校、中学校別に統計をとるなど、再度、

分析をさせていただきたいと思います。

○藤野委員 同和問題も同様に、ほかの人権学習と比べると低いということもありますので、もう少し理解を高めるためにも、実施率を上げていただきたいと、これは1つの要望、要請ですが、外国人問題について、どういった内容の人権教育をされているのかという質問をしたのです。いわゆる日本語教育といった観点ではなくて、外国人問題と一律にくくっているのですけれど、具体的に例えば人種差別についての教育を小・中学校でやっているのだとか、具体的にどういう問題を人権として捉えて教育をされているのかという質問です。

○吉田教育長 我々がよくやっておりましたのは、在日外国人の問題を中心に、外国人についての理解を促進するということが中心でした。

いろいろな新しい問題も出てきておりますが、在日外国人問題を中心に学習するということは、今もそうだと思います。

○藤野委員 なぜ、こういう質問をしたかと申し上げますと、当然、インバウンドで多くの外国人の方々が来られるので、外国人の方と触れ合う機会も以前よりは多くなっているというのが1つと、もう一点は、入国管理法改正案が可決され4月から施行されると、外国人労働者が以前よりもふえてくる、また、何項かは忘れましたが、家族も同行される項もあります。その中で、外国人の方々にどういう思いを持って接するのか、差別なく、そしてまた、平等の思いでやっていかなければならないということ、子どものときから人権教育をしていくのは非常に大事ではないかと。そういう思いで質問させていただいたのです。そんな深い意味で、低いのは低いと指摘はしますが、低いではないかと痛烈に批判するようなことではなく、今後、深くこの外国人問題についての人権教育は高めさせていただきたいというお願いです。

校務用コンピューターの整備は、田中副委員長が本会議で質問されたので、きょうは控えます。

最後に、いじめ問題についてお聞きします。10月末にいじめの調査等々の平成29年度結果が発表されましたが、全国でも41万4,378件あったということで、奈良県においても5,666件、前年度の平成28年度よりも3,179件ふえたということです。ささいなけんか等々もいじめの認知に入れた数字だとお聞きはしているのですけれども、概要についてお聞きします。

○相知生徒指導支援室長 平成29年度児童生徒の問題行動、不登校等、生徒指導上の諸課題に関する調査結果によると、本県の小・中・高・特別支援学校における1,000人

当たりのいじめの認知件数は、平成28年度は全国平均を下回っていましたが、平成29年度は全国平均を6.6件上回る37.5件で、全国でも多いほうから14番目の認知件数になっております。

増加の要因としては、いじめの積極的な認知に努めているという部分で、いじめの芽や兆候も認定できるように、県教育委員会としましても、県一斉で実施している、いじめに関するアンケートの調査方法を工夫して、軽微な事象も含めて認知することができていると思っております。いじめ防止対策推進法に基づくいじめの定義への理解が、集計方法を工夫したことにより学校現場にも一層浸透し、ささいである事象、軽微な事象についても積極的に認知した結果、認知件数が増加したと肯定的に捉えております。認知件数については、少なくすることが目的ではなく、細かなところを認知して重大な事象を防ぐ努力が必要という姿勢で取り組んでおります。

内容としましては、小・中・高等学校とも、一番多かったものが冷やかしやからかい、悪口やおどし文句、嫌なことを言われるというのが最も多く、小学校、中学校において、次に多かった内容としては軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりするが続いています。一方、高等学校において、2番目に多かった内容としては、パソコンや携帯電話などで誹謗中傷や嫌なことをされるとなっております。

○藤野委員 いじめ問題は、過去からずっとある問題ですし、今後も続くであろうという予想もされておりますけれども、なぜ改めて、この委員会で取り上げたかと申し上げますと、いじめ問題の認知件数がふえたこと、しかし、軽微な事象も入っているのだと。ささいなけんか等々も報告に入れてもらって、それは1つ、またいろいろな事象にもつながっていくから、子どもたちにアンケート調査の中で、どんどん含めてくれという取り組みでふえてきていることは理解できるのです。

ただ、そこに隠れている本質的ないじめがあると思います。匿名でアンケートをとられているので、本当にいじめで悩んでいる子ども、あるいは保護者も含めて、いろいろと相談したいが相談できないといった悩みを持っている方々がおられると思うのです。それは置いておくとしても、子どもたちが、アンケート調査で匿名で回答しても、本質的ないじめが解決につながっていないという事象も中には絶対含まれていると思うので、これを抽出するのも大変な作業で、抽出できるのかどうかわかりませんが、こういったことは、カウンセラーなどいろいろありますけれども、違った形で相談体制や、学校としての体制づくりはされているのですか。

○相知生徒指導支援室長 いじめ防止または解決に向けての取り組みとして、県教育委員会では、スクールカウンセラーを平成27年度には全ての中学校に、平成29年度には全ての県立高校へ配置し、いじめ問題等で悩む児童生徒やその保護者への支援を行い、小学校へも中学校配置のスクールカウンセラーを派遣しております。

カウンセリング以外にも生徒指導支援室教育相談係において、対面での来所相談、朝9時から平日は夜9時まで、週末、祝日も夜7時まで、匿名でも利用できる電話教育相談を毎日実施しています。また、話すよりもじっくり考えて、文字にして相談することを希望する中学生、高校生を対象に、臨床心理士やソーシャルワーカーによるメール相談も行っており、その他、幾つかさまざまな窓口を工夫して、児童生徒、保護者、教員自身からも相談を受けれるよう相談窓口を充実させ、いじめの早期発見や対応につなげております。

教職員に対しては、いじめに対する研修を初任者、中堅教諭、管理職等それぞれの職務に応じて、年間を通じて約40回以上の研修を実施しています。各学校での対応については、いじめの認知の件数を確認したときに、どのように対応をしているか、解決したのか、また、文部科学省から解決については、いじめがやんで心身の苦痛を感じていない状況が3カ月という一定の目安が出ておりますので、3カ月間は必ず見守って、解決にどのように持っていったかということも数字で把握したり、また、心配な状況については学校からご相談をいただいたり、こちらからも確認したりということで、はっきりとした数字としてはあらわしてはおりませんが、藤野委員が心配いただいているとおり、確かに軽微なもの以外のいじめもありますので、それについて、対応していただいております。

その中で、県教育委員会が作成した、組織で認知して、どのように事実を確認し、その後、教職員の組織で対応を会議する、また重大な事態についてはどのように対応するかを図式で示した、早期発見・早期対応マニュアルを参考に、各学校で組織で対応に当たっていただいております。また、困難なケースについては県教育委員会からケースの内容に応じて指導主事を、精神科の医師、大学教員、臨床心理士、ソーシャルワーカー等外部専門家とともに派遣し、学校と一緒に対応できる体制をとっております。

いじめを認知して、適切な対応ができる学校現場であるように、県教育委員会も支援をしていきたいと考えております。

○藤野委員 いじめに関するアンケート調査で、これは本質的ないじめだと判断された中で、学校で体制づくりを行っておられる、教師とカウンセラーを含めて対策を行っていることによって、いじめの解決につなげていくような取り組みは、ここ最近あったのですか。

○相知生徒指導支援室長 ありました。

○藤野委員 そういうところなのです。あつていいことはないのですが、やはりこの調査で、軽微な事象がふえたと、件数がこれだけだというのではなくて、この調査によって本質的ないじめを抽出しながら、そういう体制の中で解決につなげていくと。当然、アンケート調査で言えない子どももいますから、そこはまた、何か相談窓口を含めてやっていかなければなりませんけれども、そういったところにしっかりとつなげていただくような調査のあり方であつてほしいと。匿名は当然ですが、学校の体制づくりを行つていただきたいと思います。

さらに、ネットのいじめ等々もあるのですが、折々にお聞きさせていただいて、さまざまないじめの撲滅につなげていくという教育委員会の対応を、ぜひともお願いをして質問を終わります。

○宮本委員 端的に3つ聞きますので、的確な答弁をお願いします。

1つは、生徒減少に対する対応についてです。この間、高校削減計画が進められようとしているわけですが、県教育委員会の示す資料を見ましても、県内中学校卒業生のおよそ10%から12%が県外の私立高校に進学をしていると。このうち、5%程度が専願受験ですから、5%から7%の生徒は公立高校を不合格になって、不本意に進学していると思われるわけです。そういうことでいいますと、県立高校の定員率が、現在65%ということですが、これを当面70%程度にふやして、県内の公立でしっかり受けとめるという体制を整えるべきではないかと思うのですが、その点について、考えがあればお聞かせいただければと思います。これ教育長の所感でお答えいただいたらと思います。これが1問目です。

こういうことを提案しますと、それをやったら南和の定員割れがふえるのだと。北部の高校に人気が集まるのだということもおっしゃられるかと思うのです。そこで、2つ目にお聞きしたいのが、例えば県立高校総合寄宿舍、畝傍寮・かぐやま寮がありますが、ここを中南和地域の高校の進学の出発点にするような、動機を高めるような、手を入れるべきではないかと思うのです。例えばかぐやま寮、畝傍寮の利用対象地域を拡大して、生駒市や生駒郡など、北和地域から中南和地域に進学する動機にするといったことも考えたらどうかと思うのですが、その点はどうかということなのです。

3つ目に、小・中学校の教育場面において、1学級の定数は40人と定められている。1年生については35人を超えて2学級に割つてもよいとなっているわけですが、時々、

40人を超える規模のクラスがあるという話を聞きました。何でこうなるのかといいますと、通常学級の児童生徒数は30人台後半、37人だったり、38人だったりするわけですが、特別支援学級の生徒・児童が、特別支援学級の担任を伴って、通常学級に入って交流あるいは共同学習という形で学ぶことによって40人を超えるという現象があるということで、9月議会に今井光子議員が予算審査特別委員会で、実態を把握してほしいと求めました。実態を把握されたと思うのですが、どのくらいあるのか、また、このような状態のときに、子どもの学びが適切に保障されるためにどういう留意をしているのかということも、あわせて聞いておきたいと思います。以上です。

○吉田教育長 まず、県立高校の定員率を70%にするという考え方もあるのではないかと。ずっと過去の統計をとっております。定員の倍率に対して、倍率の高い学校が定員をふやせば、全員受け入れるような状況になるのかというと、正直言ってならないです。やはり落ちる子どもが出てきます。その典型が郡山高校です。郡山高校を12クラスにしたからといって、郡山高校を受験する生徒全員を受け入れられたかということ、確かに昔ほどの高倍率ではなくなりましたが、それでも50人、60人の生徒が落ちるという実態があります。生徒が行きたい学校の動向は変化しますので、そういう状況の中で、宮本委員がおっしゃるように、定員率を上げてうまく定員を配分することによって、県外に出る子どもが全部、奈良県へ来てもらえるような状況は、正直言ってつukれないのではないかと考えております。

○中西学校支援課長 畝傍寮、かぐやま寮の入寮できる生徒の居住範囲を広げてはどうかということです。

総合寄宿舍は、交通条件の恵まれない山間地に住所を有する等、通学に困難な事情のある生徒に対して、宿泊の便宜を供するとともに、秩序ある共同生活について健全な心身な形成を図るということで設置をされております。

総合寄宿舍への入寮資格ですけれども、親権者や未成年後見人が、条例に定める指定区域内に住所を有することとしております。指定区域ですけれども、今、指定しているのが曾爾村、御杖村、黒滝村、天川村、野迫川村等々10村、それから奈良市、五條市、宇陀市等々の5市町村の一部の地域です。いわゆるへき地です。へき地の生徒の高等学校の選択機会を狭めるようなことがないように、就学の機会を保障しているという寮です。

宮本委員ご指摘の、その範囲を奈良県北部の生徒にもどうかということですが、これについては、今後の総合寄宿舍のあり方にも関連することですので、これに関連して検討を

すべき課題とは考えています。現時点ではそういう状況で運営をさせていただいているということです。以上です。

○深田学校教育課長 特別支援学級と通常学級との交流及び、共同学習についてのご質問です。

小学校及び中学校の学習指導要領において、障害のある子どもと障害のない子どもとの交流や共同学習の機会を設け、ともに尊重し合いながら共同して生活していくことを育むようにすることと規定されております。

このことを踏まえて、特別支援学級の子どもと通常学級の子どもとの交流や共同学習は、各学校において、行事や授業等において積極的に取り組まれているところです。

宮本委員からご質問がありましたが、特別支援学級と通常学級との交流や共同学習を、結果として40人以上の集団で実施している学級数については、本年9月1日現在、県内の小学校で30学級、全学級数の1.2%です。また、中学校では31学級、全学級数の2.8%です。県教育委員会としましては、交流や共同学習を実施する際には、特別支援学級と通常学級の担当教員の間で、事前に教育目標や教育的効果、実施計画等について共通理解を図った上で、校内の協力体制を構築し、個々の子どもの学びが十分になされるよう配慮する必要があると考えております。

今後も各小・中学校において、効果的な交流や共同学習の充実のため、各市町村教育委員会に対して、実践事例等も示し、適切な教育環境の設定と校内体制の構築等について助言を行ってまいりたいと考えております。以上です。

○宮本委員 県外流出の問題は、なかなか難しいと思うのですが、県内私立の役割もさることながら、やはり県立高校を魅力あるものにしていくことは非常に大事だと思いました。

それから総合寄宿舍ですが、私は9月議会の一般質問で、お湯が出ない、シャワーヘッドが壊れている、食事がひどいなどの声が上がっていることを取り上げましたが、その後、どの程度改善されたか、わかっている範囲でお答えいただければと思います。

最後の、結果として40人を超えている学級が小学校で30学級、中学校で31学級あったということで、それぞれ学校の判断でこういうことをされていると思うのですが、やはり子どもたちに無理のないように、また教師の負担にならないように配慮していただきたいと申し上げておきたいと思います。答弁としては学校支援課長だけ、1点お願いしたいと思います。

○中西学校支援課長 特に畝傍寮の施設に関して、ご指摘がありました。

今年度対応させていただいているのは、1つはお湯が出ないという問題がありましたので、それについては、洗面所に壁かけ式の電気温水器を設置しました。それから、生活上の環境ということで、インターネット利用のためインターネット回線引き込み工事をしております。それから、施設面では、これは当然のことですけれども、ガス漏れ警報機の取りかえ等々をさせていただいています。先ほどのインターネットの引き込みは、同時にかぐやま寮についても設置したところですので、今後も維持管理に努めてまいりたいと考えています。以上です。

○宮本委員 終わります。

○中川委員 だんだんと皆さんの顔色が芳しくなってきましたので、私も端的に質問したいと思っております。

3点あります。発達障害の生徒への対応について1点、平城高等学校のPTA会長からの要望書について1点、それから通告はしていないのですけれども、平城高校周辺の教育環境の維持に関して、教育長の決意を聞いておきたいと思っております。

まず最初に、発達障害に関する生徒対応について、これは教員研修についてなのですが、発達障害の症状を持つ生徒が今、学校現場で急増しています。統計の一つでは、8人に1人の割合といった数値も聞いております。そして、保健室に駆け込んでくる大量の生徒に対して、養護教諭以外の教員も当番で在室して対処をしなければならなくなっているといった県立高校もあると聞いております。

先日、私の知り合いなのですが、発達障害をよく知る卒業生の方が、その方も発達障害の症状をお持ちの方なのですが、たまたま母校の県立高校に遊びに来ていて、保健室に懐かしく訪ねたところ、駆け込んできた生徒に対してうまく話をするなど対処をして、気持ちを落ちつかせることができた一方で、当番で在室していた教員はどうしたらいいのかわからなくて十分な知識も持っていなかったと、こういった声も聞いております。教員研修などでも、このような現場に即した内容があれば、とても助かるのだがといった声を聞いております。

発達障害をめぐっては、教員研修においても、一定程度内容に盛り込まれていると聞いています。けれども、実際の現場は多様ですので、ぜひとも学校現場の声も聞きながら、より効果的な内容に高めていってはどうかと考えていますが、現状と今後の対応についてお聞かせ願いたいと思います。

○石井教育研究所副所長 発達障害に関する教員研修について、お答えします。

中川委員お述べのとおり、文部科学省の調査において、小・中学校の通常学級では約6.5%、高等学校で約2.2%の割合で、発達障害等の特別な支援を要する生徒が在籍している可能性があるとして示されているところです。こうした子どもたちが自立や社会参加に向けて、充実した学校生活を送るためには、適切な指導と支援が必要であると認識しているところです。

そこで、教育研究所では、初任者研修、中堅教諭等資質向上研修、教員免許状更新講習といった、全校種にわたる幅広い教員を対象とする集合型の研修において、発達障害等の正しい理解や対応のあり方について、講座を実施しています。

また、中川委員お述べのとおり、各校の実情に応じた研修を行うことも非常に有効ですので、要請のあった学校等を訪問して実施する訪問研修講座、さらには学校等のニーズに応じて研修内容を決定する学校等支援事業も実施しているところです。

ちなみに、平成29年度は特別支援教育に関連する訪問研修講座では20件、学校等支援事業では60件、実施したところです。

今後はこうした研修を多くの学校でご活用いただけるよう、校長会や教育長会等を通じて、しっかりと周知を図ってまいりたいと考えているところです。以上です。

○中川委員 既に結構やっている、数値については聞いているのですけれども、今回、養護教諭以外の教員の方も当番で在室しないといけないといった話については、教育研究所の方とお話しをしていたのですけれども、そんな話は初めて聞いたといった声も聞きました。具体の学校名についてはお伝えしているので、ぜひとも、その現場の先生方とも話をして改善してほしいと思いますが、どうでしょうか。

○石井教育研究所副所長 具体の学校名も聞かせていただいておりますので、しっかりとフォローさせていただきたいと思っております。以上です。

○中川委員 ありがとうございます。そうしましたら、2点目の、平城高校のPTA会長から出された要望書について、質問します。

こちらは、A4用紙2枚の内容となっているのですけれども、歴史に幕を閉じて、生徒、保護者、教職員がともに育んできた学びや、資金提供、近隣関係との醸成も含めて、それをほかの学校に渡すということを考えますと、この内容については共感できることも多いです。教育委員会が受け取った要望書の内容について、今後、どう対応していくのかを聞きたいと思っております。11項目ありますので、項目によっては、既に方針を決めたものもあるかと思いますが、どうでしょうか。

○大西教育振興大綱推進課長 平城高等学校PTAから、平成30年10月23日付で、今後の平城高校に関して、11項目にわたる要望をいただきました。このことについては、11月26日に教育長及び関係各課長が出席し、直接回答を差し上げました。その内容について、簡単に私のほうからまとめてお答えします。

まず、今回の計画策定に関する経緯を、改めて説明するような要望が最初にいただきました。この件については、今後、検討経緯を含めて、こちらで体系的に整理して公表すると回答させていただきました。また、在校生及び次年度入学生への支援について、学習指導や進路指導、学校行事や部活動などの観点から、ご要望をいただいております。これらについては、生徒減に伴う教員減は避けられないものの、充実した学習指導、進路指導などが受けることができるよう、県教育委員会としても体制を整備することをお伝えしました。

また、移転に伴う改修工事等は、平城高校の生徒が在学中には行わないことや、現状の校舎や整備を安易に変更しないことなどのご要望があり、これらに対しても、在学している生徒への配慮を第一に、できるだけご要望の要旨にお答えする方向で検討することとしました。

このほか、地域との活動の継続や卒業生の実習の受け入れなどのご要望に対しても、これからの平城高校の活動を大切にしながら、今後とも地域等の活動を継続できるように協議会を設置するといったことについて、早期に周知することなどをお答えしました。

最後に今後の高校再編に当たって、時間をかけて説明し、意見を出し合いながら解決策を考えていくような要望もいただきました。このことについては、今回の再編について、対象校などの情報を早期に発表できなかったことで、不安やご心配をおかけしたことの反省をお伝えし、今後の検討においては積極的な意見聴取や検討状況の公表を行う旨をお答えして、回答とさせていただきます。以上です。

○中川委員 そうしましたら、11項目全てについて、漏れなく一旦回答したという理解でよろしいのでしょうか。

○大西教育振興大綱推進課長 今の状況の中でお答えできることを、11項目についてはお答えしたつもりです。当然、検討を続けていくものもありますので、今後とも続けて対応をさせていただきます。以上です。

○中川委員 わかりました。要望書を読みますと、大変、うなずける内容でして、学校を出た後の浪人生へのフォローや、教育実習で戻ってくる生徒といったことを考えます

と、大変大事なことばかり書かれていると考えておりますので、回答を一旦したわけですが、今後の対応についても十分にご配慮を、ぜひともお願いしたいと思います。

最後に、教育長の決意を聞いておきたいことがあるのですが、どういうことかといいますと、今回、3校を2校にするという構想について、頭では聞いて理解できるのですが、実際の具体の移行方法を見ますと、登美ヶ丘高校と西の京高校に対して、平城高校は少し違うわけです。どういうことかといいますと、もともとあった学校から、文化的な遺産も含めてきちんと新しい学校に引き継いでいくことを考えた場合に、もとの学校の生徒と新しい学校の生徒が同居する期間が、登美ヶ丘高校と西の京高校にはあるのです。例えば2年生、3年生が登美ヶ丘高校で、1年生が国際高校であるとか、あるいは3年生が西の京高校で、1年生、2年生が奈良県立大学附属高校の生徒であるなど、まざっている状況でしたら文化的な遺産も含めてバトンを渡していくことができるかと思っただけですが、平城高校はそうではないという流れがあります。最後の3年生は、1学年だけでその校舎に3月末までいて、卒業した瞬間に変わって、4月1日に奈良高校の3学年分が、がさっと入ってくるといった移行の方法をするわけです。これまで平城高校が培ってきた人間関係も含めて、ほかの近隣の学校との連携のあり方も十分に引き継がれるのかといったお考えも、近隣の方から昨夜も聞いておりました。

平城高校は、高等学校の教育だけの話ではなくて、提携している近隣の中学校2つ、そして、小学校も5つあります。平城高校だけの問題ではなく、近隣の学校にも影響があることです。あと自治連合会長と話している中で、平城高校は、数えてみたら年間約40もの事業を地域と一緒にやっていることが今回、リストアップしてわかったと。そういったものもきちんと引き継がれるのかという声をいただいております。もちろん、これから評議会できちんと話をしていくことになるかと思うのですが、平城高校の歴史を閉じるという問題は、決して平城高校だけの問題ではないというところで、平城高校周辺地区全体の教育環境について、十分に配慮していただきたいと地元の者としても思っているわけです。

そういう中で、ぜひとも平城高校の周辺の地域、平城ニュータウンの教育環境について、最低限維持していくと、地域との連携も維持していくと。もっとよいものにしていくといった決意のお声が教育長からいただければ安心とまでは言いませんが、地域の方も納得する方がふえていくのではないかと思っただけです。教育長の決意や思いがありましたら、ぜひともこの機会に聞かせていただきたいと思っております。

○吉田教育長 私も教員をしておりましたが、正直言いまして、地域の方から通学に関する不満などといった声を聞くことが結構多くて、平城高校と自治会との関係は40年近くにわたって、ともに歩んでこられたということも、自治会長から直接お話を聞かせていただきました。

推進方針を出して、そして、ご要望もいただいた中で、実施計画の中にはその自治会長の意向を具体的に表記した項目もあります。自治会との関係はこれから校長と実際に協議をして、奈良高校が移転した後に、自治会も安心して受け入れていただけるような環境づくりを、しっかりやっていきたいと思えます。

○中川委員 もともと、この場所は山を削って、住宅地を切り開いて、それと同時に平城高校もできて県立高校としてやってきたという、ともに歩んできた歴史がありますので、なくなることを前提にした話でありますけれども、ぜひともその遺産を引き継いでいってほしい、DNAを引き継いでいってほしい、バトンタッチしてほしいと思っております。十分にご配慮してほしいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○阪口委員長 私のほうで3点ほど質問がありますので、委員会運営の都合により、副委員長と進行を交代させていただきます。

○田中副委員長 委員長にかわり、委員会を進めます。

○阪口委員長 公立小・中学校空調設備設置緊急支援補助金のことでお聞きします。

スキームについては国庫3分の1、県補助16.7%ということは理解をしております。具体的には、生駒市ですと今回、国から予算が3.1億円ついたらと伺っております。そうしますと、生駒市を例に挙げると、申請も上がっていると思えますので、どれぐらいの負担額になるのか、決まっていなければ、その進捗をお聞かせください。

○中西学校支援課長 県の補助ですけれども、所管が市町村振興課ですので、余り細かく正確なことは申し上げられませんが、普通教室に係る部分について、県の補助金が入ります。その結果として、市町村の負担は約2億円弱になるという試算をしています。私どもで把握しているのは以上です。

○阪口委員長 次は、教員の超過勤務縮減のことで、質問をします。

「職員の給与等に関する報告及び報告書」の11ページに、教員が勤務時間が増加していて多忙であると。私自身も勤めたころはかなりゆったりしていたのです。やめるころは、教材研究をする暇もないと。部活動、授業、会議、研修、地域からもいっぱい苦情が来て対応しなければいけないと。非常に教員が多忙だと思うのです。そのことは報告書にも、

教員の負担軽減を進めることが重要であると書かれています。そこら辺の認識と、創生奈良会派の梶川議員からも、部活動について教員の負担を減らせという質問も以前にありましたので、どういう対応を考えておられるのかお聞きしたいと思います。

○香河教職員課長 教員の多忙化についてです。

今年度、県教育委員会においても、例えば県立学校においては、校務支援システムの導入により、通知表の作成などの事務作業の効率化を図ります。

また、本年5月に「奈良県運動部活動の在り方に関する方針」を策定しました。これに基づき、原則、週2日の休養日等の徹底や、部活動指導員等の充実による運動部活動の適正化に取り組んでおります。こういった形で教員の負担軽減を図っているところです。

また、市町村においても、夏季休業中の8月13日から15日のお盆の期間中に、学校閉庁日を設けるなどの取り組みを進められているところです。

本年11月には、小・中学校や県立学校の管理職をはじめ、市町村教育委員会事務局職員を対象にした教職員の働き方改革の講演会を開催し、学校現場でも働き方改革の意識改革を要請しているところです。

また、先般の文部科学省中央教育審議会の特別部会において、公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインの案が公表されたところです。今後は、このガイドラインを参考に、市町村教育委員会とも連携をしながら、勤務時間の上限設定等について検討するとともに、学校現場にまで浸透できるよう取り組みを進めていきたいと考えているところです。以上です。

○阪口委員長 時間の関係もありますので、再質問はいたしません。非常にゆとりがないということですので、ゆとりを確保していただいて、ただ単にガイドライン設けるだけでしたら、持ち帰り残業とかにもなってきますので、全体にゆとりを持たせていくことが大事かと思います。

最後の質問は、私は本会議で何回も県職員の超過勤務縮減について取り上げました。つい最近は、35歳の西田君が砂防・災害対策課に勤めていたときに自殺をしたわけです。出勤簿等を10年ほど調べてみると、この方が特に忙しかったのは教職員課給与係のときで、午後11時ぐらいまで働いていたのです。

今回、私が心配するのは、高校再編や耐震の問題で、教育委員会全体的に負担がかかっているのではないかと思います。そういう意味でいくと、県民に奉仕はしなければいけないのですが、超過勤務を続けることで身体に異常を来して、ワーク・ライフ・バランスの

確立等がおろそかになる可能性があるのかないのか、実態がどうなのかということです。

超過勤務の縮減についてどのように考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

○塩見教育次長（企画管理室長事務取扱） 阪口委員長がおっしゃいましたように、確かに今回の高校再編で、実は去年の台風による災害以降かなり多忙になってきてまして、今年度に入り災害もありましたし、高校再編あるいは耐震化の問題もありました。耐震化については、過去からの経緯等もあり、今回、耐震化が急にクローズアップされて多忙になっているのが現状ですが、できる限りの事務の効率化を図りながらやっていきたいと思っております。県庁全体で勤務時間の管理というか、超過勤務を減らす取り組みや効率的な業務を行う取り組みも進めていますので、その中でいろいろなアイデアが出ています。そういうアイデアを活用しながらも、何とか効率的な事務執行に努めてまいりたいと思っております。以上です。

○阪口委員長 この問題を10年前に解決していればということなのですが、ただ、今の人が原因をつくったわけでもないのに、そのツケが現在に回ってきて、その結果、心身に負担がかかっていたら気の毒かという気持ちを持ちまして発言した次第です。以上です。

○田中副委員長 質問が終わられたので、委員長と進行を交代します。

○阪口委員長 次に、委員長報告についてであります。本会議で討論される場合は委員長報告に意見を記載しないこととなっております。

日本共産党は議第95号中、当委員会所管分及び請願第10号、請願第11号について討論されますか。

○宮本委員 はい、討論します。

○阪口委員長 では、委員長報告に意見を記載しませんので、よろしくお願ひします。

日本維新の会は議第95号中、当委員会所管分及び請願第10号、請願第11号について討論されますか。

○中川委員 請願については、党議拘束かけていませんので、賛否が分かれる可能性があるというところで、会派としての討論はしません。議案については、議第95号については反対討論します。以上です。

○阪口委員長 では、議第95号中、当委員会所管分については、委員長報告に意見を記載しませんのでよろしくお願ひします。

公明党は、議第95号中、当委員会所管分について、反対討論されますか。

○岡委員 修正案が提出できれば、それでいきたいと思ひますけれど、もしそれができな

ければ討論はしないと思います。

○阪口委員長 岡委員に確認ですが、委員長報告に反対意見を記載するという理解でいいのでしょうか。

○岡委員 それで結構です。

○阪口委員長 そうしましたら、そのようにいたします。

次に、委員長報告についてであります。正副委員長に一任願えますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

これをもちまして、本日の委員会を終わります。